

特116

419

和歌山縣神祇會報



始



目次

○第五回近畿神職聯合評議員會狀況……………一

一、評議員會出席者名錄……………一

二、議案……………三

三、評議員會議事錄……………六

○第五回近畿神職聯合總會狀況……………一七

一、總會次第……………一七

二、祝辭……………一八

三、總會出席者名錄……………一九

四、祝辭……………三六

五、神社局長挨拶……………四五

六、水野鍊太郎氏講演……………四九

七、總會議事錄……………五六

八、五分間演說……………六四

○縣下神職談合會狀況……………八一

一、議案……………八一

二、議事錄……………八七

○久留島武彦氏講演……………九五

○和歌浦夏期大學開設に就き……………九五

特116
419

第五回近畿神職聯合評議員會狀況

本年三月廿四日和歌山縣會議事堂ニ於テ評議員會ヲ開催シ來ルベキ第五回總會ニ提出スベキ議案ノ審議及ビ總會開催ニ就テ打合ヲ爲シ午後五時ヨリ各府縣出席評議員ヲ和歌山市城東館ニ招待シ清苑ヲ開キ席上懇談ヲ重ネタリ

評議員會出席者狀況、決議事項及ビ議事狀況等左ニ掲記ス

一、近畿神職聯合評議員會出席者名錄

兵庫縣	兵庫縣	兵庫縣	兵庫縣
官幣中社 生田神社宮司	神戸市下山手通一丁目	生田長浩	
縣社 西宮神社々司	西宮市	吉井良晃	
兵庫縣屬		中村豐高	
滋賀縣	滋賀縣		
村社 朝日山神社々掌	東淺井郡朝日村	朝日爲三	
縣社 沙々貴神社々司	蒲生郡安土村	佐々木織之助	

縣	社	佐久奈度神社々司	栗太郡大石村	阪	田	又	一	郎
京都府	官幣大社	稻荷神社宮司		高	山	昇	別	
	格官幣社	豐國神社宮司	京都市大佛正面	青	山	重	鑿	
	別格官幣社	建勳神社宮司	紫野北舟岡町	鳥	羽	重	節	
	奈良縣	吉野神宮々司		大	橋	清	尙	
官幣大社	春日神社禰宜			森	口	奈	良	
縣	多神社々司	磯城郡多村		多	榮	次	吉	
奈良縣屬				辰	巳	義	直	
大阪府	御靈神社々司			園	千	秋		
府	天滿宮社司			寺	井	種	臣	
村	石切劍箭神社々掌			木	積	一	雄	
鄉	波太神社々司			山	本	鼎	之	助

官幣大社	生國魂神社宮司	石	川	赴	夫
	和歌山縣				
官幣大社	日前神宮宮司	紀			俊
縣	國懸神宮	海草郡宮村			
社	刺田比古神社司	和歌山市	岡	本	虎
村	玉津島神社々掌		遠	北	久
村	豐豊秋津神社々掌	海草郡和歌浦町	吉	田	美
本會	幹事	西牟婁郡下秋津村	寺	本	福
			一	郎	

二、議案

建議案

議案一、建議案整理ノ件ヲ全國神職會ヘ建議ノ件

理由 全國神職會カ其ノ筋ヘ建議シタル案件及各府縣神職團體カ全國神職會ヘ建議シタル案件ニシテ未タ實現ヲ見サルモノハ可成速ニ其ノ趣旨ノ貫徹ヲ期シ尙保留及宿題トナリタル建議案ハ次回ニ必テ必ス議題トシテ審議セラレムコトヲ建議セムトス

議案二、近畿神職聯合會ニ於テ決議セシ事項ニシテ簡易ナル案件ハ直ニ實行ヲ期スル件

四

(以上奈良縣提出)

議案三、全國神職會通常總會決議案實行促進ノ件

議案四、內務省ニ於ケル神社調査會ヲ復活シ各府縣ニ地方神社調査會ヲ設置セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議スル件

(以上兵庫縣提出)

議案五、近畿神職聯合總會ニ提出セラルヘキ議案數ハ之ヲ六件以内ニ制限シ之ヲ附議シタル後此六件中

ヨリ一件ヲ選定シ其年度ノ確定決議トセラル、事ニ改メラレタキ事

理由 凡ソ決議ハ必ス徹底的實行ヲ期スルニアラサレハ如何ナル名案モ畢竟空論タルニ外ナラス從來各種神職會ニ於テ幾多重要案件ヲ議了スルモ何等實行ノ之ニ伴ハサル爲決議ノ威信ヲ汚瀆スルノ感アルハ吾人ノ頗ル遺憾トスル處ナリ是レ其ノ議了案件ノ徒ニ多數ナルノ致ス所ナリト考フルカ故ニ我聯合神職會ハ之ニ鑑ミ自今以後提出セラルヘキ議案數ヲ聯合各府縣毎ニ一題宛合計六件以内ニ制限シ之ヲ附議シタル後可決シタル後議案中ヨリ一件ヲ選定シテ其年度ノ確定議トナシ以テ徹底的實行ヲ期セラレム事ヲ望ム

(以上大阪府提出)

議案六、神祇ニ關スル特別官衙設置促進ニ努力セラレム事ヲ全國神職會ニ建議スルコト

議案七、畧本曆ノ内容ヲ改良セラレムコトヲ文部大臣內務大臣及神宮司廳ニ建議スルコト

議案八、官國幣社以下神社ノ式年祭並ニ之準スヘキ祭典ハ大祭式ニ依リ執行スルコトヲ得ル様祭祀令ヲ

改正セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト

(以上京都府提出)

以上三問題口頭説明

議案九、府縣社以下神社神職ノ待遇ヲ官國幣社ノ禰宜主典同様ニセラレンコトヲ其筋ニ建議ノ件

理由 口頭説明

議案一〇、神祇ニ關スル調査機關ヲ設置セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件

理由 口頭説明

議案一一、神社ノ神饌費ヲ國庫ヨリ支辨セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件

理由 口頭説明

(以上和歌山縣提出)

協 議 案

議案一二、郡役所廢止後ニ於ケル縣鄉社幣帛供進使其ノ他神社行政事務取扱方法ニ關スル件

(兵庫縣提出)

議案一三、近畿神職聯合總會雜件

(和歌山縣提出)

三、近畿神職評議員會議事録（略記）

六

和歌山縣神職會長堀田鼎氏

議長席ニ着キ是ヨリ建議案ヲ審議シ可決セラレタルモノハ總會ニ提出シ實行致度旨ヲ宣シ審議ニ移ル
議案 一、建議案整理ノ件ヲ全國神職會へ建議ノ件

（奈良縣） 本案提出ノ理由ハ理由書記載ノ通ナル旨述ブ

（京都府） 兵庫縣提出案ノ中ニ同様ノ趣旨ノモノアリ一括シテ審議セラレテハ如何

異議ヲ申立ツルモノナシ

（議 長） 建議案議案三ヲ一括シテ審議致スベシ

（兵庫縣） 奈良縣ノ分ハ建議案ノミノ問題ナルガ兵庫縣ノ分ハ通常總會決議事項全部ヲ含ミ居リ廣意
義ニシテ奈良縣ノ分ト多少相違アルガ此ノ点ハ如何

（奈良縣） 兵庫縣ノ趣旨ト同様デアツテ範圍ガ廣ケレバ尙結構デアリマス、尙總會ニ於テ保留トナリ

宿題トナリタルモノアリ是等ハ翌年ノ議題ノ内へ入レル様ニセラレテハ如何

（兵庫縣） 奈良縣ノ只今ノ御意見ニ同意致シマス

（滋賀縣） ソレデハ建議案ノ文章ヲ修正セラレ度

（兵庫縣） 本文ヲ「全國神職會通常總會決議々案實行促進ノ件」トシ理由ニ奈良縣ノ理由ヲ附スルコ

トニ致度

異議申立ルモノナシ

（議 長） 兵庫縣ノ御意見ノ通文章ヲ定メマス

（和歌山縣） 本件ハ二府四縣聯合シテ決議ノ上全國神職會へ持込マナケレバナラヌ程全國神職會ノ活

動ガ手緩イモノデアリマセウカ多少不穩當ノ嫌ナキ乎

（兵庫縣） 只今ノ和歌山縣ノ御説ハ一應御尤モナレ共我々兵庫縣幹部モ亦個人トシテ全國神職會へ建

議シテモ殆ド實行セラレズ近ク財團法人組織ノ運ビニ至ルベキモ今日迄實行ニ努力セル形跡無

キヲ以テ此際刺戟ヲ與ヘルベク特ニ財團法人組織ノ此際提出致度

（京都府） 本案提出ニハ賛成ナルモ理由ヲ奈良縣ノ理由ヲ其儘入レルコトハ見合サレ度

保留又ハ宿題ナルモノハ体裁ノヨイ否決ニ等シキモノナルヲ以テ此理由ハ全然削除シテ口頭説

明ニスル乎或ハ理由書ノ中ヨリ保留宿題トナリタルモノ云々ノ事項丈ヲ削除セラレテハ如何

（奈良縣） 保留若クハ宿題トナリタル案件ノ内ニモ相當考慮スベキモノアルヲ以テ斯カルモノハ翌年
ノ評議員會ニテ採否ヲ決スルコトニ致シ度、

尙和歌山縣ノ御説モ尤モナル事乍ラ年々歳々多數ノ決議ヲ爲スモ實現セラレザルハ甚ダ遺憾ニ

七

付是非此際本案ヲ可決セラレ度

八

(和歌山縣) 全國神職會ハ仮令今日迄ハ實行力ノ薄弱ナル状態ニアリシト雖實力アル會ト爲サムタメ組織ヲ變更セムトスルモノニシテ此際責ムルハ不穩當ノ嫌ヒアリ又實行ヲ爲サバリシ事ニ就テハ御同様等シク責任アルモノ也、本案ハ撤回セラレテ他日組織變更ノ曉ニ於テ尙且實行セラレザル時ハ大ニ鞭撻スル様ニセラレテハ如何

(京都府) 建議案トセズ決議事項トシテ全國神職會決議事項ノ實行促進ヲ全國神職會へ建議スルノ件ト致度

(議 長) 先ヅ本案ノ提出如何ノ採否ヲ決シ度

(大阪府) 採決ヲ望ム

(和歌山縣) 京都府ノ意見ノ如クナラバ結構也

異議ヲ申立ツル者ナシ

(議 長) 提出スルコトニ決定シマス

全國神職會通常總會ニ於テ決議セシ事項ノ實行促進ヲ建議スルノ件

理由口頭説明トシテ決ス

(議 長) 建議方法ハ大阪府ノ幹事ニ一任ス

議案 二、近畿神職聯合會ニ於テ決議セシ事項ニシテ簡易ナル案件ハ直ニ實行ヲ期スル件

(奈良縣) 本案提案ノ理由ハ其筋ニ建議セシ近畿神職聯合總會ニ於テ決議セラレタルモノ、内本會ノ範圍内ニテ實行シ得ルモノハ直ニ實行致ス様ニ仕度

(議 長) 其例ハ如何

(奈良縣) 一例ヲ舉グレバ國家皇室ニ慶弔アル際神職會ノ採ルヘキ方法等ノ件ハ全國神職會ヲ通シ文部省宮内省等ニ建議セズトモ地方神職團體ニ於テ直ニ採用シテ可ナルモノニシテ斯カル平易ナル問題ニ就テハ近畿神職聯合會ノ名ノ下ニ直ニ本省へ建議シテ可也ト思フ

(和歌山縣) 主旨ニハ賛成ナルモ特ニ斯カル問題ハ決議セズトモ其ノ都度左様ニ決シテ可也

(大阪府) 例ヘバ京都府デ本會ヲ聞イタ際ニ出マシタ各地方ノ官衙ニ神棚ヲ設クルコトヲ建議スル件ハ全國的ニセストモ其ノ地方丈デ實行シテモ可ナル問題ナルガ斯カル件ハ其ノ提出ノ際ニ近畿地方丈實行スルト云フ様ニ決議シテモ事也ト思ハル、ガソノ實行方法ハ如何ニスル乎

(奈良縣) 聯合會ノ名ヲ以テ各府縣神職會へ通知シ實行スル様運ビ度キ意志也

(京都府) 本件ハ申合ニ致度

(奈良縣) 總會ノ申合セニ致度

(和歌山縣) 評議員會ノ申合ニテ結構ナリ

九

(議 長) 「近畿神職聯合會ニテ直チニ實行出來得ル件ハ直チニ實行ヲ期スル件」トシテ具体案ニ達
着シタル際實行スルベク申合セトス

休 憩

議案 四、内務省ニ於ケル神社調査會ヲ復活シ各府縣ニ地方神社調査會ヲ設置セラレムコトヲ其ノ筋ニ
建議スル件

(兵庫縣) 本案ハ先ニ幸ヒ貴衆兩院ヲ通過シタルモノナルガ實現ヲ見ナイモノデアリマス、之ガ實現
セラル、ト同時ニ各府縣ニ於テモ調査會ヲ設置セラル、様致度イノデアリマス、

地方ノ調査會ハ官制トセズ中央ニ於ケルモノニ準ジテ設置セラレタイノデアリマシテ本建議案
ハ神社調査會ヲ復活シ又各府縣ニ於テ云々トノ意味デツマリニツノ要求ヲ意味スルモノデアリ
マスト提案理由ヲ説明ス

(和歌山縣) 本案ハ和歌山縣及ビ京都府ヨリモ同意味ノモノヲ提出シテ居ルノデアリマス

(兵庫縣) 期セズシテ三案同主旨ナルハ喜ブ所デアリマス一括シテ御審議セラレ度イ

(和歌山縣) 和歌山縣提出ノモノハ兵庫縣ノト一括シテ差支アリマセス

(京都府) 主旨ハ大ニ賛成デアリマス

地方ニ於ケル神社調査會ハ(京都府)ニ於テハ神職會ニテ行フコトニ成ツテ居リマス、

本案ハ是非可決セラレ度イト思ヒマス

(兵庫縣) 地方ニ於ケルモノハ地方廳ノ意志ニ任ス意志デアリマス

(和歌山縣) 地方ニ於ケル調査會設置ノ件ハ徹底セサル様ニ被認依テ權威アル決議ニスル乎或ハ本案
ヲ撤シ兵庫縣丈ケ自由ニセラレテハ如何

(兵庫縣) 修正ヲナサズ原案ニテ是非審議セラレ度イ「此ノ際(兵庫縣)ト(京都府)トノ間ニ地方ノ調
査會ハ支會ノ意味ナル乎、補助機關ナル乎或ハ地方ノ調査會ハ不必要ノモノナラズヤ等應答アリ」

結 局

(兵庫縣) 國ノ調査會ノ補助機關也、由緒其他神社ニ關スル總テノ調査機關ナリ

(議 長) 中央ノト地方ノトノ關係即チ支部ニスルカ地方ハ地方デ獨立自發的ノモノナル乎ヲ定メ置
ケバ是ガ實現ノ際中央ニ於テモ其ノ点ヲ考慮セラルベケレバ其ノ邊ノ關係ヲ定メラレ度

(議 長) 原案ノ通確定ス

議案 五、近畿神職聯合總會ニ提出セラルヘキ議案件數ハ六件トシ此中ヨリ一件ヲ選定シ其年度ノ確定
決議トセラル、様致度

(大阪府) 本案ハ總會決議事項ヲ實行致度考ヘニテ提出シタモノデアリマス

(京都府) 數デ割出ス様ニ行カヌモノデアツテ本案ニハ反對デアリマス

(大阪府) 言ヒ出シタ事ハ實行ス、ト云フ意味ニ於テ年々多數ノ決議ヲ爲シテモ不渡手形ノ濫發同様

デ一向實行セラレマセヌカラ年一案件實行ノ意味ニ於テ是非左様ニ決セラレ度(反對者多シ)

(議長) 此案ハ撤回シ本案ノ精神ヲ以テ諸案ヲ審議シ其ノ精神ニテ總會ニ於テヨク鍊ル様ニスルコ

トニ致シマス

議案 六、神祇ニ關スル特別官衙設置促進ニ努力セラレムコトヲ其筋ニ建議スルコト

本件ハ結局文中其筋トアルヲ全國神職會ト修正シ本案實現方ノ努力ニ就テハ全國神職會之ニ當

ラシムル様ニシテ本案可決ス

議案 七、畧本曆ノ内容ヲ改良セラレムコトヲ文部大臣内務大臣及神宮大宮司應ニ建議スルコト

(京都府) 本案提出ノ理由ヲ説明セラレタルモ本件ニ就テハ神部署ヨリ各府縣へ改善意見ヲ求メラレ

ツ、アルヲ以テ必要ナキノ説出テ本案ハ京都府ヨリ撤回セラレタリ

議案 八、官國幣社以下神社ノ式年祭並ニ之ニ準スヘキ祭典ハ大祭式ニヨリ執行スルコトヲ得ル様祭祀

令ヲ改正セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議スル事

(京都府) 現行法規ニ於テハ式年祭ニ關スル規定無之即チ創立何年祭ノ式年祭ヲ大祭式ニ則ル規定ヲ

制定セラレ度イノデアリマス、

尙可成大祭式ニシテ欲シイノデアリマスガ止ムヲ得ザレバ中祭式、小祭式ニテモ差支ナイノデアリマス

(兵庫縣) 本件ハ嘗テ全國神職會へ出タ事ノアル問題ノ様記憶シマス

(京都府) 出タ事無キ様記憶致シマス、

尙式年祭ニハ府縣社以下神社ノ昇格祭ヲモ式年祭ノ中ニ加ヘタイ意志デアリマス

(和歌山縣) 本案ハ開屆ケラルヘキ可能性ナキ故撤回セラレタイ

(京都府) 招魂祭ノ如キ參列者ハ正服ナルガ神職モ同様正服ヲ着スル者アレ共右ハ現行法規ニ於テハ

違法デアリマス

依テ祭式規定ニ入レテ貫ヘバ斯カル憂ハナイノデアリマス

(和歌山縣) 式年祭ノ京都府ニ於ケル執行ノ例如何

(京都府) 五十年祭ヲ執行ノ際内務省ヲ伺ヘバ小祭ニテ行ヘトノ事ナリキ

然シ式年祭ハ重キモノ故小祭ニテハ輕キニ失ス

(和歌山縣) 大祭ニハ反對也

(京都府) 式年祭ハ神社ニトリ重要ナルモノデアツテ大祭ニ準スベキモノデアリマス

(兵庫縣) 建國祭ハ大祭デアアル是等トノ權衡上中祭トシテハ如何、

(大阪府) 原案ニ賛成致シマス、

即チ祭祀ヲ丁重ニスル意味ニ於テ賛成スルモノデアリマス

(和歌山縣) 大阪府ノ意見ニ反對シマス、物ニハ順序ガアリマス、兵庫縣ノ説ニ賛成シマス

(大阪府) 總テヲ大祭ニセヨト云フノデハナイ式年祭丈ヲ大祭ニシタイトイフノデアリマス

(京都府) 本案ハ宿題トセラレタイ、

(奈良縣) 決議數ハ人頭ニナルヤ或ハ縣ヲ單位トスル乎

(議 長) 人頭ニヨルノデアリマス

(議 長) ソレデハ本案ハ宿題ニ致シマス

議案 九、府縣社以下神社神職待遇ヲ官國幣社禰宜主典同様ニセラレムコトヲ其筋ニ建議ノ件

(和歌山縣) 判任待遇ナル社司社掌ハ官國幣社禰宜主典トト差別的待遇ヲ受ケテ居リマス、

即チ第一叙勳第二恩給ノ点ニ於テ其他總テノ待遇ヲ官國幣社同様ニセラレタイノデアリマ
ス

(大阪府) 異議ナシ

(議 長) 原案通可決確定致シマス

議案 一一、神社ノ神饌費ヲ國庫ヨリ支辨セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件

(和歌山縣) 神社ハ國家ノ宗祀デアリマス、而シテ神社祭典ニ神饌無ケレバ祭典ノ意味ガ上ラナイノ

デアリマス、

凡ソ神社ハ國家ノ宗祀タル以上神社ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出スヘキナルモ國家經濟ノ關係上

神社ニ於テ最モ必要ナル神饌ヲ國家ヨリ供進スル様ニセラレタイノデアリマス

(京都府) 神饌費トセズ神社費トシテハ如何

(奈良縣) 實際上實施セラレザルヘシ

(議 長) 本案ハ宿題トス

協 議 案

議案 一二、郡役所廢止後ニ於ケル縣郷社幣帛供進使其ノ他神社行政事務取扱方法ニ關スル件

(兵庫縣) 本問題ニ關シ本日相互ニ意見ヲ交換致度、

又總會へ提出スルノ可否ヲ探ラレ度、

右ニヨリ希望ヲ開陳セラレタイノデアリマシテ決議セズトモ時間ヲ制限シ意見ヲ聞キタイノデ
アリマス

(兵庫縣) 本案ヲ撤回シ本件ニ付キ大阪府ニ於テ評議員會招集セラレ全國神職會總會迄適當ノ日ニ於

テ協議會ヲ開催セラレタイト思ヒマス

(議長) 郡役所廢止後神社行政ノ善後策ニツキ更ニ大阪府ニ於テ評議員會ヲ開催スルコトシ決定致シマス、

其ノ時機ハ四月下旬ト決定致シマス、

依テ各府縣神職會ハ隨意意見ヲ纏メ置クコト

議案 一三、近畿神職聯合會雜件

(和歌山縣) 寺本幹事ヨリ來ル近畿神職聯合總會開催ニ關シ左記要件ニ付説明協議スル所アリタリ

一、總會出席者氏名宿泊者人員ニ關スル件

一、總會當日ノ會員五分間演說ノ件

一、聯合會年醴金ニ關スル件

一、總會受付係員ノ件

一、和歌山驛ニ於テ案内所設置ノ件

右ニテ本日ノ審議案件終了セルヲ以テ決議案ニツキテハ各府縣ヨリ一名ノ委員ヲ選定シテ總會ニ臨ムコト、シ議長ヨリ閉會ノ旨ヲ宣ス

第五回近畿神職聯合總會狀況

近畿神職聯合總會ハ本年ハ當和歌山縣ガ開催スル當番ニ相當シタルヲ以テ本年四月五日午前十時ヨリ和歌山市公會堂ニ於テ開催シタルガ會員各位ノ熱誠ナル援助ニヨリ當日ハ松本神社局長、水野鍊太郎ノ諸閣下ヲ初メ多數ノ顯官ノ御臨場ヲ得出席會員及來賓五百五十名ニ達シ盛會裡ニ無事終了ヲ告ケタリ其ノ狀況ヲ摘記シテ左ニ掲グ

一、總會 次 第 (第一日)

一、午前十時一同着席

一、開 會

一、國民精神作興詔書捧讀 (和歌山縣神職會長堀田鼎)

一、松本神社局長訓示

一、知 事 祝 辭

一、全國神職會長祝辭

一、皇典講究所長祝辭

一、來 賓 祝 辭

一、議 事 (議長和歌山縣神職會長堀田鼎)

休 憩 (晝 食)

一、午後一時再會

一、議 事 午前ニ續ク

一、會員五分開演說

一、閉 會

右終テ午後五時ヨリ和歌山市城東館ニ於テ有志懇談會ヲ開催ス

二、視 察 (第二日)

一、四月六日 和歌山縣會議事堂庭前ニ集合シ夫レヨリ

(1) 和歌山城跡並和歌山縣商品陳列場(全國土產品展覽會開催中)ヲ見物シ

(2) 紀三井寺ニ參詣

(3) 和歌浦玉津島神社ニテ少憩奠供山ニ登リ新和歌浦片男浪ヲ俯瞰シ玉津島神社々掌遠北氏ノ説明ヲ聽キ夫レヨリ下リ松觀海閣ニ遊ビ菴竈神社ヲ拜シ船ニヨリ東照宮ニ參拜

(4) 新和歌浦ニテ自由行動ニ入ル

第五回近畿神職聯合總會出席者氏名錄

(京都府)

木野 戶勝 隆	田 村 晴 胤	田 中 俊 清
今 澤 昇	高 山 昇	當 山 亮 道
杉 谷 正 隆	龜 井 眞 澄	島 田 瑞 穂
川 西 光 之 助	市 眞 顯	大 伴 忠 雄
曾 根 弼	片 岡 常 男	藤 井 仙 太 郎
野 村 暉 治	竹 内 四 郎	宮 川 清 敬
久 保 田 善 三 郎	松 本 光 隆	出 雲 路 通 次 郎
佐 々 木 猿 吉	岸 本 定 美	本 田 光 三 郎
孝 學 友 彦	長 澤 重 廣	鳥 羽 重 晴
調 子 金 之 助	木 村 令 治	懸 野 眞 一 郎
中 川 正 芳	中 岡 愛 之 助	太 田 琢 磨
中 島 仙 太 郎	田 中 政 藏	本 郷 鷲 雄

林房藏 清水芳之 福井延太郎
 森本太郎太夫 宮島茂久 坂本富淳
 行待壽滿 大槻滿藏 佐治正章
 青山重鑿 中西愛二 笠井泰教

(大阪府)

郡市名	區町村名	神社名	氏名
大阪市	天王寺區	生國魂神社	石川 赴夫
全	全	全	高柳 俊平
全	全	全	瀧口 巖
計	計	計	三
住吉區	住吉區	住吉神社	副島 知一
全	全	全	澁谷 吉福
中河內郡	枚岡村	枚岡神社	高橋 萬次郎
泉北郡	鳳町	大鳥神社	長谷 勝利
大阪市	北區大工町	天滿宮寺	井種 臣
全	全	全	千種 宣夫
全	全	全	鷺尾 隆信
官幣社	計	計	一〇名
北區高津町	高津宮	池尻 基房	
東區淡路町	御靈神社	園 千 秋	
浪速區元町	八阪神社	井上 賴次	
北區天滿橋筋	天神社	堀井 松之助	

郡市名	區町村名	神社名	氏名
大阪市	此花區	住吉神社	山田 福太郎
全	全	全	玉田 義一
東區半入町	稻荷神社	安藤 長造	
全	全	全	竹林 爲次郎
全	全	全	南條 實太郎
全	全	全	加藤 檜記
東區	鵜森宮	石崎 貞一	
全	全	全	小田 周吉
全	全	全	山上 壽太郎
天王寺區	少彥名神社	五條 宮 太田 鐵石	
全	全	全	今江 佐一郎
全	全	全	河堀 稻生神社
全	全	全	堀越 神社 橋本 光一
全	全	全	御津 宮 吉田 大三
全	全	全	三津 義方
大阪市	浪速區	今宮神社	津江 正規
全	全	全	鈴木 季重
全	全	全	平岡 福麿
全	全	全	上田 藤一郎
全	全	全	丸尾 鹿次郎
全	全	全	中島 總社
全	全	全	富島 神社 馬場 幾太郎
全	全	全	柴島 神社 大宅 有健
全	全	全	井上 大八郎
全	全	全	藤田 作太郎
全	全	全	菅 森 壽
全	全	全	吉本 正之助
全	全	全	白江 林太郎
全	全	全	友田 長次郎
全	全	全	川田 幸太郎
全	全	全	荒木 源次郎

大阪市	全蒲生町	若宮八幡大神宮	馬場友吉
全	住吉區	生根神社	堤 賴一
全	全平野宮町	杭全神社	藤江正治
全	西成區玉出町	生根神社	久富敬之
全	此花區島屋町	産土神社	菅森新五郎
全	東淀川區	神津神社	足立正嗣
全	住吉區	山阪神社	本庄孝定
全	南田邊町	難波神社	武津八千穂
大阪市支部幹事		岡本虎重	
大阪市	茨住吉神社	北邨正中	
全	全	三好直茂	
全	大隅神社	西田繁治	
全	豊崎神社	友田謙吉	
全	櫻宮	中村義正	
大阪市	堺市及岸和田市計		
全	岸和田市	北半町	高須神社 奥野駿助
全	全	榮橋通	神明神社 横野多聞
全	全	湊町	船待神社 三上嘉一
全	全	向井町	方違神社 神山鈴吉
全	全	戎町東一町	菅原神社 池田廣治
全	全	甲斐町東一町	關口神社 三上俊一
大阪市	堺市	市役所吏員	加藤廓然

泉北郡	取石村	等乃伎神社	今井眞七郎
全	三寶村	田守神社	和田柳吉
全	八田莊村	蜂田神社	淺野七五郎
全	鶴田村	日部神社	三本健之助
全	踞尾村	八幡神社	桐生 岳
全	深井村	野々宮神社	中村 毅
全	神石村	石津神社	古川繁雄
全	高石町	高石神社	片山德定
全	三木田村	美多彌神社	吉田貞太郎
全	上條村	曾根神社	道井新一郎
全	泉穴師神社	津守民藏	
泉北郡計			
泉南郡	雄信達村	男神社	菅野榮吉
全	有眞香村	矢代寸神社	南 市藏
全	麻生郷村	阿理莫神社	麻生政吉
泉南郡	貝塚町	感田神社	江川秀正
全	東鳥取村	波太神社	山本鼎之助
全	深田村	國玉神社	山口五市郎
全	有眞香村	意加美神社	川原 節
全	西葛城村	西葛城神社	大西希一
全	佐野町	春日神社	田島左京
全	田尻村	嘉祥神社	反保市良平
全	西信達村	里外神社	西 角次郎
全	東鳥取村	波太神社	田島守俊
全	支部	幹 事	竹中貞幹
全	意賀美神社	三澤元信	
全	東葛城神社	一ノ瀬常太郎	
全	積川神社	積川友雄	
全	高雷神社	奥野勝二	
全	兵主神社	森本 代	

泉南郡

泉南郡 計

菅原神社 久禮嘉市郎

一九

三島郡 支部

全 幹事 西野槌三郎

中河内郡 巽村

巽神社 田中虎之助

全 磐手村 磐手杜神社

全 藤林藤延

全 八尾町

天神社 菅尾量太

全 味舌村

全 天滿宮 平井喜一郎

全 支部

幹事 飯尾 襲

全 島本村

全 若山神社 粟辻寛治

全 八幡神社

高林 仁一

全 吹田町

全 高濱神社 岡本富三郎

全 春日神社

浦山榮次郎

全 高槻町

全 野見神社 北山市太郎

中河内郡 計

五

豊能郡 止々呂美村

止々呂美神社 宮本清太郎

全 茨木町

全 茨木神社 岡市正人

全 熊野田村

八阪神社 松尾忠貞

全 三宅村

全 井於神社 竹原秀夫

全 豊津村

垂水神社 青木六郎

全 岸部村

全 吉志部神社 奥田義一

全 池田町

吳服神社 馬場靖一

北河内郡 星田村

星田神社 宮川松太郎

全 岸本四郎

南條光太郎

全 大和田村

全 堤根神社 濱 健三

豊能郡 計

六

全 庭窪村

全 佐太神社 三森定隆

全 枚野村

御厨山神社 篠原辰藏

全 枚野村

全 篠原辰藏

北河内郡 枚岡町 意加美神社 野中元藏

外ニ本院ヨリ

全 二見村

三島神社 深谷鹿毅

理事長 松尾幾太郎

全 三野郷村

機物神社 加地檜石

書記 飯野秀徳

全 産須神社

田中縣之丞

細田増次郎

全 支部

幹事 草葉富造

出席者合計

一三六

全 蹉跎神社

武生奎藏

北河内郡 計

一〇

(兵庫縣)

生田長浩

米谷久太郎

吉井良晃

和田陽三

小野清人

中村豊高

箱木一夫

安部莊之助

藤卷正之

太田直三郎

井上説郎

中野増次

島義武

高橋勇三郎

長屋基彦

中村忠雄

澤義宣

澤田政徳

三星勇

上村道賢

日置春良

東浦義孝	石原貞吉	谷宇之松
森津倫雄	威德寺大藏	猿丸武男
畑古兵三郎	吉井太郎	松田龍太郎
泰中松太郎	上井廣戈	藪田彌次郎
大井清	杉村忠治	廣瀨義一
津田義行	井上熊太郎	榊川永治郎
宮崎勤太夫	山本義夫	大濱哲雄
宮城靜	上杉直樹	廣瀨健吉
藤田仲藏	藤田年麿	水野良方
西村陽	梅本馨	西田福市
武山靜男	山谷三郎	一瀬多摩喜
中安薰	山本治作	荻阪豐市
柏尾三郎	河本哲叶	荻野幸之助
深澤正伴	橋本保司	米田義雄
安居院榮三郎	高島主一	喜田友鹿

奧本榮次郎
出席人員計

(奈良縣)

奈良市

官幣大社 春日神社禰宜	森口奈良吉	村社 佐紀神社々掌	奧本德太郎
全 全 主典	小野村常信	村社 養天滿神社々掌	五味與喜三郎
村社 氷室神社々掌	大宮守秀	村社 柳澤神社々掌	塚田武馬
村社 鏡神社々掌	辻本甚藏	官幣大社 龍田神社宮司	谷垣主計
村社 狹岡神社々掌	水村房吉	全 神社禰宜	樋口忠延
添上郡	武野松太郎	村社 石床神社々掌	玉戶熊治郎
村社 八幡神社々掌	柵橋幾太郎	村社 植槻八幡神社々掌	塚季菴
村社 八阪神社々掌	岡本五造	縣社 往馬坐伊古麻郡比古神社々司	横田貞憲
村社 八王神社々掌	澤田忠二	村社 伊弉諾神社々掌	谷野正重
添上支部幹事		村社 藥園八幡神社々掌	出垣與三吉
生駒郡		生駒郡支部幹事	平田喜藏
			米田利一郎

森井寬一

平井廣太郎

七〇名

山邊郡

大和神社主典	谷 顛彦	村 社 惠比須神社々掌	原 田 亮
村 社 新宮神社々掌	松本友治郎	村 社 糸井神社々掌	植 島 知 一
村 社 杵築神社々掌	堀田光松	村 社 菅原神社々掌	橋 本 長 造
村 社 八柱神社々掌	南 忠 三	宇 陀 郡	
郷 社 神波多神社々司	奥谷正臣	縣 社 阿紀神社々司	島 田 教 光
山邊郡支部幹事	岡田清次郎	縣 社 宇陀水分神社々司	陶 山 喜 郎
大和神社宮司	加藤七郎	村 社 阿紀神社々掌	島 田 清 太 郎
石上神社主典	宇仁新次郎	村 社 篠畑神社々掌	前 川 熊 吉
村 社 白堤神社々掌	長尾源太郎	村 社 八咫鳥神社々掌	栗 野 謙 三 郎
山邊郡支部委員	津田義雄	高 市 郡	
磯城郡		縣 社 飛鳥川上谷字須多岐	飛 鳥 鞆 負
談山神社宮司	吉井良地	縣 社 比賣命神社々司	大 谷 數 榮
全 主典	増田恒藏	郷 社 畝火山口神社々司	池 田 文 五 郎
縣 社 多神社々司	多 榮 次	郷 社 鷺栖神社々司	太 田 喜 作
		郷 社 子島神社々司	吉 田 菊 藏
		村 社 稻代坐神社々掌	

村 社 春日神社々掌	林 喜 介	村 社 鴨山神社々掌	西 窪 寅 吉
村 社 入鹿神社々掌	高橋孝太郎	村 社 春日神社々掌	榎 本 義 廣
村 社 春日神社々掌	北尾萬藏	南葛城郡支部長	今 井 文 英
村 社 飛鳥坐神社々掌	上田榮吉	郷 社 葛木御歳神社々司	束 川 正 一
檀原神宮々司	菟田茂丸	宇 智 郡	
元葛城郡		村 社 御靈神社々掌	森 本 原 作
村 社 天神社々掌	藤井麟雄	村 社 統神社々掌	藤 井 豐 重
村 社 諸嶽神社々掌	福井正治	村 社 阿陀比賣神社々掌	藤 井 幾 太 郎
村 社 八阪神社々掌	藤井宗三	宇智郡支部幹事	田 中 義 信
村 社 櫛玉比賣神社々掌	中川要人	吉 野 郡	
南葛城郡		官幣大社 吉野神宮々司	大 橋 清 尙
村 社 八幡神社々掌	喜多村榮輝	全 主典	大 谷 主 儀
縣 社 葛城一言主神社々掌	喜多村榮雄	村 社 八幡神社々掌	中 村 正 三 郎
縣 社 高鳴神社々司	葛城俊治	村 社 荒神社々掌	林 武 一
村 社 住吉神社々掌	幸田廣吉	村 社 川上鹿鹽神社々掌	竹 村 常 太 郎

村 社 水分神社々掌 長谷川一郎 丹生川上神社宮司 高原正作
吉野郡支部員 山邊一之 奈良縣神職會理事 津田辰三

(滋賀縣)

犬上郡 多賀神社宮司 長谷外余男 高島郡 大處神社々司 峯森延彦
全 主典 大口善哉 全 波爾布神社々掌 松田竹次郎
滋賀郡 日吉神社宮司 笠井喬 全 日吉神社々掌 岸 鯛藏
栗太郡 小槻大社々司 宇野米太郎 東淺井郡 朝日神社々掌 朝日爲三
全 萱野神社々掌 井上又右衛門 甲賀郡 油夕神社々司 瀨古吉弘
全 勝部神社々掌 野々村善次 全 新宮神社々司 竹若慶次良
全 佐久奈度神社々司 阪田又一郎 全 大鳥神社々司 增井松太良
坂田郡 岡神社々司 名倉源太郎 全 佐治神社々掌 布知永雄一
全 伊夫伎神社々司 伊富岐錠藏 全 水口神社々司 石王義治
高島郡 日枝神社々掌 松田助藏 全 吉御子神社々掌 松井邦美
全 日吉神社々掌 中村儀之助 全 吉姬神社々掌 水本光寬
全 唐崎神社々掌 鳥居清憲 野洲郡 御上神社宮司 矢田部盛枝

野洲郡 御上神社主典 中村小一郎 高島郡 熊野神社々掌 平井半次郎
栗太郡 建部神社々掌 笠川隼之介 滋賀郡 高穴穗神社々掌 田中礎
愛知郡 八木神社々司 中村弘道 栗太郡 惣社神社々掌 駒井郁之助
蒲生郡 春日神社々掌 岡本實之助 高島郡 日吉神社々掌 上原吉太郎
高島郡 田中神社々掌 伊藤實 高島郡 大國主神社々掌 中村三郎
蒲生郡 菅田神社々掌 桐江亮吉 愛知郡 八幡神社々掌 鈴木康
全 阿賀神社々掌 谷 忠右衛門 計 三十八名
野洲郡 小津神社々司 武藤真海

(和歌山縣)

和歌山 市 和歌山 巖橋長文
鷺ノ森明神丁 村社 朝棕神社々掌 小野町二丁目 村社 吹上神社々掌 倉田正次郎
住吉町 村社 住吉神社々掌 福本務 片岡町二丁目縣社 刺田比古神社々司 岡本虎雄
新魚町 村社 宇治神社々掌 加納錄輔 海草郡 岡崎村々社 熊野神社々掌 富澤寬八
今 福 神明神社々掌 沼田政信 和歌浦町無格社 埴籠神社々掌 遠北英雄
十番丁 無格社 多賀神社々掌 小山秀雄 西山東村官幣中社 伊太祈曾神社禰宜 柳野友之進

大崎村々社 粟島神社々掌 宮本德門
 中之島村々社 志摩神社々掌 島嘉藤次
 和歌浦町村社 天満神社 高松守範
 川永村々社 力侍神社 稻内豊
 貴志村々社 大年神社 貴志信彦
 全 貴志徳一
 加太町 郷社 加太神社々司 前田如郷
 全 村社 春日神社々掌 三宅庄太郎
 仁義村々社 立神社々掌 船橋鶴雄
 内海町 村社 藤白神社々掌 吉田政太郎
 和佐村々社 高積神社々掌 神下博
 三田村官幣大社 竈山神社宮司 後藤周次郎
 和歌浦町縣社 東照宮社掌 山本義禮
 雜賀村々社 宇須井原神社々掌 島野八十次郎
 和歌浦町縣社 東照宮社司 西川熊之助

雜賀村々社 矢ノ宮神社々掌 矢田部弘典
 日方町村社 伊勢部柿本神社々掌 塩崎主税
 紀三井寺村々社 高皇神社々掌 濱田留楠
 黒江町 村社 中言神社々掌 山田原信吉
 安原村々社 名草神社々掌 谷口久之助
 全 八幡神社々掌 大畑伊三松
 大野村 郷社 春日神社々司 平松俊雄
 和歌浦町村社 玉津島神社々掌 遠北久次郎
 西山東村官幣中社 伊太祈曾神社宮司 奥五市
 川永村 縣社 大屋都姫神社々司 土屋巍章
 海草郡支會司計 福田重一郎
 那賀郡
 池田村 郷社 海神社々司 坂上文臺
 長田村々社 風市神社々掌 杉本詰三
 小川村々社 八幡神社々掌 小川齊

上名手村々社 丹生神社々掌 成瀬安松
 東野上村縣社 八幡神社々司 篠遙
 鞆淵村 縣社 八幡神社々司 高橋博古
 山崎村々社 山崎神社々掌 御木廣和
 池田村 郷社 海神社々掌 山田秀雄
 小倉村々社 小倉神社々掌 明樂増太郎
 西貴志村々社 丹生神社々掌 檉葉福雲
 粉河町 村社 産土神社々掌 八塚良三
 龍門村々社 九頭神社々掌 杉原清治
 猿川村々社 熊野神社々掌 温井五十鈴
 岩出町 郷社 岩出神社々司 西岡俊雄
 下神野村々社 十三神社々掌 神戸槌之助
 那賀郡支會司計 石川孝助

花園村々社 上花園神社々掌 岡田兼助
 學文路村々社 天満神社々掌 菅野長之助
 河根村々社 丹生神社々掌 井上若松
 隅田村 縣社 隅田八幡神社々掌 丹生隆吉
 紀見村々社 相賀八幡神社々掌 鈴木藤太郎
 天野村官幣大社 丹生都比賣神社宮司 渡邊慶次
 妙寺町 村社 八太神社々掌 横谷孝一
 見好村々社 蟻道神社々掌 久保田徳三郎
 高野口町村社 八幡神社々掌 前田英太郎
 山田村々社 一言主神社々掌 西川密太郎
 信太村々社 信太神社々掌 本多彈正
 四郷村々社 大宮神社々掌 大臣富士丸
 有田郡
 藤並村 郷社 藤並神社々司 堀久麻呂
 保田村 縣社 須佐神社々司 小賀環八

伊都郡
 天野村官幣大社 丹生都比賣神社廟宜 丹生珍彦

御靈村々社	御靈神社	宮井丹次
田殿村々社	丹生神社々掌	島田森橘
宮原村大字道	宮原神社々掌	宮本正宣
日高郡		
御坊町 郷社	小竹入幡神社	小竹田道真
三尾村々社	龍王神社々掌	奥山靜雄
和田村郷社	御崎神社々掌	玉置孝彦
矢田村々社	八幡神社々掌	大橋三千穂
東内原村々社	王子神社々掌	田仲喜市
川上村々社	下阿田木神社々掌	西川與三
塩屋村々社	塩屋王子神社々掌	宮田善實
切目川村々社	八幡神社々掌	水本信吉
由良村 村社	宇佐八幡神社々掌	上山岩美
寒川村々社	寒川神社々掌	寒川丈右衛門
稻原村々社	八幡神社々掌	岡田左内

日高郡支會司計	木寺松太郎	
西牟婁郡		
鮎川村々社	住吉神社々掌	音無長武
湊 村々社	蟻道神社々掌	根來隣史
串本町郷社	潮崎本之宮神社々司	小原德藏
川添村々社	川添神社々掌	佐々木彌十郎
下秋津村	豊秋津神社々掌	吉田美穂
東富田村郷社	日神社々司	吉田磐麿
西牟婁郡書記		楠本貞一
有田村々社	有田神社々掌	結城惣次郎
東牟婁郡		
官幣大社	熊野速玉神社宮司	横山秀雄
三里村 村社	三里神社々掌	玉置醇造
勝浦町 村社	八幡神社々掌	中西友吉
七川村々社	丸山神社々掌	新田信太郎

官幣大社	熊野坐神社宮司	上野殖
官幣中社	熊野那智神社宮司	島野盛服
大島村 村社	雷公神社々掌	和田謙藏
宇久井村々社	宇久井神社々掌	宮本庫太郎

九重村 村社	嚴島神社々掌	大島菊五郎
三輪崎町村社	八幡神社々	竹原大助
高池町	日吉神社々掌	堀郁郎
宇久井村々社	宇久井神社々掌	武田勇

皇典講究所長祝辭

三六

方今列國競ウテ各般機能ノ改善ヲ計リ各其國民精神ヲ振作シテ國力ノ充實ニ努メサルハナシ

蓋平時ト戰時トヲ問ハス國際場裡ノ競争一層劇甚ヲ加フルヲ察スレハナリ
翻テ我國現今ノ狀勢ヲ觀ルニ浮華文弱ノ弊依然トシテ改ラス輕佻詭激ノ風亦猶
熄マス醜惡ナル内面生活ヲ如實ニ暴露スルノ現象日々多カラントスル傾向アリ
邦家ノ前途ヲ思ヘハ眞ニ憂懼ニ堪ヘサルモノアリ

此ノ間ニ處シテ克ク國家ノ威嚴ヲ保テ國運ノ發展ヲ圖ラント欲セハ須ラク吾建
國ノ大精神ニ基キ皇祖ノ遺訓ヲ體シ至誠奉公ノ氣慨ヲ作興セサルヘカラス
親愛ナル神職各位ハ夙夜黽勉神明ニ奉仕セラレ國家觀念ノ開發指導ヲ以テ任ト
セララル

本日近畿神職聯合會ニ於テ赤誠ヲ披瀝シ斯道振興ノ策ヲ講セラル、ハ誠ニ意義

アリト謂フヘシ

諸賢幸ニ其ノ地位ニ省ミ更ニ奉仕ト研究トニ努メ社會人心ノ善導ニ對シテハ身
ヲ以テ之レニ當リ中流ノ砥柱ヲ以テ自ラ任スレハ時弊ヲ匡救シ邦家ノ隆運ニ裨
補スル所洵ニ大ナルモノアルヲ信ス
所感ヲ述ヘテ祝辭ニ代フ

大正十五年四月五日

皇典講究所長

從二位勳一等 江 木 千 之

祝 辭

思想亂レテ日本精神ノ危機アルニアラス日本精神ヲ缺ケルカ故ニ思想ノ混亂ヲ
來タセルモノト謂ハサルヲ得ス今ヤ我が思想界モ永キ歐米模倣ノ夢ヨリ醒メ失
ハレントスル日本精神ノ擴充ニ努力セサルヘカラス

惟フニ神社ハ國家ノ宗祀ニシテ日本精神發揚ノ源泉ナリ此ノ時ニ當リ敬神崇祖ノ念ヲ鼓吹シ以テ國體觀念ノ教養ニ努ムルハ刻下ノ思想界ニ直面シ最モ喫緊ノコトタルヲ知ル故ニ之カ神明ニ奉仕セル神職各位ニ在ツテハ常ニ齊肅恭敬ノ誠ヲ致スハ勿論切ニ傳統精神ノ更生ニ銳意スルヲ要ス

政府當局ニ在ツテモ此ノ際大ニ神社行政ノ革新ヲ圖リ以テ國民思想ノ善導ニ努力カスト聞ク洵ニ邦家ノタメ欣幸トスル所ナリ

吾人亦各位ノ贊助ヲ得テ全國神職會ノ財團ヲ組織シ以テ之カ目的ニ邁進セントス本日此ノ盛大ナル近畿聯合神職會ニ臨ミ親シク各位ノ高見ヲ拜聽シ得ルハ本職ノ大ニ光榮トスル所ナリ各位冀クハ斯道ノタメ十分討議ヲ重ネ慎重審議ヲ凝シ以テ益々切實ナル改善ヲ施サレンコトヲ聊カ所懷ヲ述ヘテ祝辭トナス

大正十五年四月五日

全國神職會長 小 橋 一 太

知 事 祝 辭

本日茲ニ近畿神職聯合會ヲ開クニ方リ多數ノ來賓諸彦ト神職各位トヲ迎ヘタルハ當縣ノ光榮トシテ本官ノ深ク欣フ所ナリ

最近我國ノ情勢ヲ稽フルニ大戰以來紛糾シタル思想界ハ今猶混沌トシテ適從スル所ヲ知ラス加フルニ經濟界ノ變調ト相待ツテ社會ノ各方面ニ幾多ノ擧蹙スヘキ事象ヲ起シ古來醇樸ノ美風ハ漸次影ヲ潛メテ民心放縱ニ陥リ國家ノ前途憂慮ニ堪ヘサルモノ尠カラス今ニシテ其ノ弊ヲ矯メ深ク國民ノ反省自覺ヲ促スト共ニ上下協戮益々國民道德ノ作興ニ全力ヲ傾注セサルヘカラス

抑々神社ハ國家ノ宗祀ニシテ古來政教ノ基ク所建國ノ由來ハ之ニ倚リテ闡明セラレ國民ノ精神ハ之ニ倚リテ統一セラル蓋シ神祇ヲ尊崇シテ孝敬ヲ申フルハ國民道德ノ大本ナリ 畏クモ先帝維新ノ大業ヲ創メ給フヤ「神祇ヲ崇メ祭祀ヲ重スルハ皇國ノ大典ニシテ政教ノ基本ナレハ祝典ヲ興シテ祭政一致ノ道ヲ復セム」ト宣ヒ宮中ニ三殿ヲ設ケテ神祇崇敬ノ範ヲ示サセ給ヒシハ寔ニ感激ノ至リニ

堪へス惟フニ追遠報本ニ衷心ノ誠ヲ致スハ臣子ノ當ニ務ムヘキ所而カモ各位ハ職トシテ日夜神明ニ奉仕シ常ニ神德宣揚ノ重任ヲ擔ハル希クハ特ニ意ヲ此ニ用ヒ建國ノ大義ニ鑑ミ現下ノ國情ニ顧ミ益々惟神ノ大道ヲ發揚シテ尊皇敬神ノ情操ヲ涵養シ國民道德ノ向上ト國家觀念ノ徹底トニ努メ以テ刻下ノ要求ニ對應セラレシコトヲ一言希望ヲ述ヘテ祝辭ニ代フ

大正十五年四月五日

和歌山縣知事從四位勳三等 長 谷 川 久 一

和歌山市市長祝辭

國民精神ヲ作興シ國本ヲ培養スルハ蓋シ其ノ方途一ニシテ足ラスト雖モ惟フニ國民思想ノ歸嚮ヲ定メ之レガ根源ヲ振起スルヲ最モ須要トスヘシ方今我國ノ情勢人心未タ放縱輕浮ノ風ヲ脱セス荒怠弛廢ノ習ヒ甚タ憂懼ニ堪ヘサルモノナシトセス

本日茲ニ近畿神職聯合會ヲ開催シ刻下ノ重要問題ニ就テ研鑽審議ヲ遂ケ益々斯道ノ興隆ニ力ヲ致サレントス洵ニ慶賀ニ堪ヘス

抑モ國民道德ノ源泉ハ敬神崇祖ノ大道ニ在リ各位ハ日夜神明ニ奉仕シ常ニ神德宣揚ノ重任ヲ帶ハレテ民心集結ノ要衝ニ在リ從ツテ國本ノ基源ヲ培ヒ世道人心ヲ善導誘發スルノ重責ハ又自ラ各位ノ努力ニ歸依スル所頗ル多キモノアリ不肖今此ノ大會ノ盛事ニ列スルノ光榮ヲ得欣幸ニ堪ヘス冀クハ建國ノ大精神ヲ宣明シ時弊匡救ノ大義ニ生キ民心ノ導化風教ノ振作ニ一段ノ奮勵ヲ垂レサセラレ以テ邦家ノ隆運ニ裨補セラレシコトヲ聊カ微衷ヲ陳ヘテ祝辭ニ代フ

大正十五年四月五日

和歌山市市長男爵從三位勳四等 紀 俊 秀

和歌山縣郡長總代祝辭

茲ニ近畿神職聯合大會ヲ開催セラレ多數神職諸賢ノ御會同ニ際シ本縣下郡長ヲ

代表シテ一言祝辭ヲ述フルヲ得ルハ余ノ尤モ光榮トスル所ナリ
 抑近時ノ世相ヲ視ルニ國民ノ精神漸ク緊張ヲ加ヘ剛毅質實ノ風亦漸ク勃興セム
 トスルノ傾嚮ニ在ルハ爲邦家洵ニ慶賀スヘキ所ナリト雖モ今ニ於テ一層國民ノ
 自重ヲ促シ確固タル信念ノ下ニ益健實ナル國民性ノ振起ヲ圖ラスンハ國運ノ前
 途亦杞憂ニ堪ヘサルモノアリ而シテ萬國無比ノ我カ國民性タルヤ其ノ源ヲ神ニ
 發シ忠孝一本ノ道義ヲ全ウスルニ在リト云フヘシ
 畏クモ 皇后陛下ハ曩ニ御意ヲ此所ニ配セラレ給ヒ深ク「神ながらの道」ヲ研
 メサセラレ剩ヘ其ノ御講書ヲ普ク官國幣社ニ下賜セラレ次テ一般ニ頒布スルコ
 トヲ許サレタルノ聖旨ヲ拜スルモ眞ニ忍懼不能措モノアリ
 今熟々之ヲ省ルトキハ日夕神明ニ奉仕シ先ツ自ラ「神ながらの道」ヲ踏ミ而シ
 テ又普ク國民ヲシテ踏ミ行ハシムル指導ノ地位ニ在ル神職各位ノ責任ヤ其レ重
 シトイフヘシ

此ノ秋ニ際シ茲ニ近畿神職聯合大會ヲ開カレ各位カ相携ヘテ斯道ヲ究メ互ニ力

ヲ戮セテ斯道ノ振興ヲ圖リ以テ益國家風教ニ裨益スル所ヲ大ナラシムトスル
 ハ感謝ノ至ニ不堪ト共ニ吾人ノ亦大ニ意ヲ強ウスル所タリ幸ニ會場タル當地ハ
 近ク日前國懸兩神宮アリ竈山神社アリ皇祖皇宗ノ國ヲ肇メラレシヲ偲フニ絶好
 ノ地タルヲ失ハス冀クハ御會同ノ各位宜シク此ノ由緒森嚴ノ地タルニ稽ヘラレ
 近畿聯合神職會員諸賢カ常ニ克ク協心戮力以テ時弊ノ矯正ト民心ノ指導トニ一
 段ノ貢獻セラレムコトヲ切望シテ不已ナリ聊カ蕪辭ヲ述ヘテ祝辭ニ代フ

大正十五年四月五日

海草郡長正七位 山 本 喜 平

和歌山縣會議長祝辭

大戦以來我國社會ノ風潮ハ經濟界ノ順調ニ馴レテ安逸遊惰ニ流レ奢侈放漫ニ陷
 リ民心著シク弛緩ヲ呈スルト共ニ各種ノ外來思想ハ此ノ弱所ニ乘シテ侵入シ之
 レカ爲メ幾多ノ憂慮スヘキ社會的事象ヲ惹起セシハ識者ノ齊シク慨嘆スル所速

ニ時弊ヲ匡濟シテ我國固有ノ國民精神ヲ發揚セシメ以テ社會ノ平和ト國民ノ福利ヲ增進セシムルハ爲政者ノ最モ意ヲ致スヘキ所ナレトモ地方ノ感化社會指導ノ如キニ至リテハ特ニ神職諸君ノ努力ニ俟タサルヘカラス
本日近畿神職聯合大會ヲ開キ奮然起ツテ國民精神ノ振作ヲ高調シ社會教化ノ大義ヲ宣揚セラレシハ世道人心ニ及ホス効果尠カラズ國家社會ノ爲メ誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ

惟フニ神祇ヲ敬ヒ祭祀ヲ重スルハ我國體ノ眞髓ニシテ又國民精神ノ根柢ナレハ益々惟神ノ大道ヲ發揚シテ民心ノ化導ニ世道ノ匡濟ニ全幅ノ努力ヲ捧ケ以テ皇國ノ光輝ヲ不朽ニ發揮セラレムコトヲ祈ル

茲ニ大會ニ招カレテ其ノ席末ニ列シ聊カ所懷ヲ述ヘテ祝辭ニ代フ

大正十五年四月五日

和歌山縣會議長 木本 圭一郎

第五回近畿神職聯合會議事錄

主催 和歌山縣神職會

△紀 俊氏(和歌山縣神職會副會長) 二府四縣近畿神職聯合會ハ本縣ノ當番デアリマスノデ本日態々御

遠路御出席ヲ願ヒマシタガ萬事不行届ノ段ハ前以テ御断申上ゲマス、之ヨリ開會致シマス、例ニ依テ

議長ハ本縣内務部長ニ御願致ス事ニシマシタ其点御了承ヲ願ヒマス (拍手)

△堀田鼎氏(和歌山縣神職會長) 國民精神作興詔書捧讀(全員起立最敬禮)

△松本神社局長講演

内務大臣が出席セラレテ親シク諸君ニ見ユル筈デアリマシタガ御差問ガアリマスノデ私ニ代ツテ御挨拶申上ゲヨト云フ事デ參上致シマシタ、近畿二府四縣ノ神職各位ガ多數御集リニナツテ斯道ノ爲メニ御研鑽ニナル此ノ會合ニ臨ミマシテ平常私ガ考ヘテ居ル事ノ一端ヲ申上ゲ御參考ニ供スル事ヲ出來得マシタコトハ誠ニ光榮ト存ジマス、私ハ神社ノ仕事ニ付テハ全クノ素人デ御座イマシテ神社局長ノ職ヲ命ゼラレテカラ僅カニ半歳ニ過ギナイノデアリマス、神社ノ事ニ付テ私カラ皆サンニ御話ヲ申上ゲル事ハ釋迦ニ說法デアツテ御參考ニナル事モ恐ラク無カラウト考ヘマスガ素人が白紙ノ頭デ考ヘタ事

ノ一端ヲ申上ゲル事ハ或ハ他山ノ石ト御心得下サツテ玉ヲ研イテ頂ク事ガ出来ナイカトモ思フテ居ル、其ノ事ハ外デモアリマセンガ色々自分ガ此ノ仕事ニ携ハツテ考ヘタ事感ジタ事ガ多々アルノデアリマス、其澤山アリマスル中デ一ツ痛切ニ感ジタ事ハ神社ノ制度ガ數千年ノ永イ間我國ノ制度トシテ顯然ト存シテ今日ニ及ビ建國以來ノ制度ガ數千年ノ歴史ヲ經テ少シノ搖ギモナク國民思想ノ奥底ニ光ヲ輝シテ居ル事ハ何ガ故デアルカト云フ事デアアル、神社ハ國ノ祖始デアアル、國ノ御祭ヲスル、此事ハ神社ノ働キノ一ツデアラウト思フ、即チ申スマデモナク神社ハ建國精神ノ表徴デアアル、國体ノ現ハレタモノデアアル、之等ノ所謂國家精神ノ發露ナルモノハ神社デアリマスカラ神社ト云フ制度ハ國ノ祖始デアアル、言葉ヲ換ヘレバ國民道德ノ基調ヲナシタモノガ神社デアアルト云フ事ガ言ヘル、尙言葉ヲ換ヘテ云フト我國ノ國民生活、日常ノ國民生活ト密接不離ナ關係ニ立ツテ今日ニ及ンデ居ルト言ヘル、即チ簡單ニ云ヘバ神社ハ國家精神ノ表徴デアリ國家ノ祖始デアリ、他ノ一ツノ方面ハ國民精神ノ現ハレデアアル、之ガ結晶シタモノデアアル、國民道德ノ兆デアアル、然シテ國民生活ト一体不離、離レナイデ今日ニ及ンデ居ル制度デアアルト言ヒ得ルト思フ、其中ノ國家ノ祖始デアアルト云フ事ニ付テハ今日申述ベルノデハ無イノデアアル、私ハ此点ニ付テモ相當研究調査ヲ遂ゲ如何ナル制度ヲ將來ニ於テ立ツベキカ、神社行政ヲ如何ニ押立テ、行クカト云フ事ニ付テ考ヘテ居ルノデアリマスガ今日私ノ申上ゲル

事ハ第二ノ國民生活ト密接不離ナ關係ニアルト云フ事デアリマス、先刻申上ゲタ様ニ數千年ノ歴史ヲ以テ少シノ搖ギモナク今日迄顯然ト神社制度ガ存シ神社ヲ尊崇スル信念、思想ガ國民精神ノ奥底ニ存シテ居ルト云フ事ハ何ニ因ツテアルカ、國家ノ祖始ナルガ爲メデアアルカ勿論左様デモアリマセウ、然シ國民生活ト密接ナ關係ニアツタト云フ事ガ其大ナル原因ヲナシテ居ルノデハナイカト考ヘルノデアアル、儒教ガ入り佛教ガ入り基督教ガ這入り我國思想界ハ永イ歴史ノ間色々外來思想ニ依ツテ刺戟セラレテ居ル、然ルニ夫等ノ思想ガ我國ノ國民精神ノ基調デアアル處ノ神社ノ制度ヲ少シモ動かス事ガ出来ナカツタ反テ佛教思想ガ我國ノ神祇ノ思想ニ降伏シタノデアアル、何トカシテ神祇ノ思想ニ順應スル様ニト云フテ尙武ノ思想ガ現ハレテ來タモノト思フ、如斯如何ナル外來思想ト雖モ我國古來建國以來以來ノ此尊キ思想ニ打勝ツ事ガ出来ズ然シテ神社ノ制度ヲ今日迄嚴存セシメタ事ハ國民生活ニ密接ナ關係ヲ有シ基礎ガアツタカラデアリマセウ、若シモ之ガ人間ノ頭デ造ツタ法律トカ規則ニ依ツテ出來上ツタ制度デアアルナラバ到底百年ヲ出デズシテ亡ビテ仕舞ツテ居ルト思フノデアリマス、國民生活ニ非常ナ根強イ根據ヲモツテ居ル制度デアアルガ爲メニ數千年ノ間搖ギナク今日ニ及ンダモノト思フ、此事ハ我々共神祇ノ行政ニ携ツテ居ル者ガ忘ル、事ノ出來ナイ事柄デアアルト思フ、然シテ之ヲ根本トシテ將來神社制度ヲ如何ニスルカ、神社行政ヲ如何ニ運用シテ行クカト云フ事ヲ考ヘナケレバナラン事ト常ニ私ハ感ズル、神社ニ奉仕セラル、皆サン方モ恐ラク此点ニ付テ已ニ充分御研究ニナツテ居ル

事ト信ジテ居リマス、私ハ皆サンカラ教ヘヲ乞フ事ガ多クアリマスガ私ガ神社ノ仕事ニ携ツテ以來深ク感ジタ其一端ハ只今申上ゲタ事デアアルノデアリマス、神社ヲ莊嚴ナラシメ敬神尊崇ノ思想ヲ國民ニ普及シ之ヲ盛ナラシムルニハ只神社ノ社頭ヲ綺麗ニスルトカ、境内ヲ整理スルトカ、或ハ社殿ノ輪奐ノ美ヲ整ヘルトカ、ソウシタ形式的事丈ケデハ發展スルモノデアリマセン、明治維新以來物質生活ガ我國ヲ風靡シテ精神生活ガ段々ト衰ヘテ來テ居ル様ニ思フノデアリマス、其今日ニ於テ或ハ神社ト我々ノ實生活トカ段々ト遠カリツ、アルノデハナカラウカト云フ事ヲ私ハ憂ヘテ居ルノデアリマス、オ互日常ノ生活ニ付テ神社ト何ウ云フ關係ガアルカ、處ニ依ツテハ子供ガ生レルト氏神ニ行ツテ名付ヲシテ貫ウ、或ハ三十日目ニ始メテ宮詣リヲスル、御祭リガアレバ子供ハ御輿ヲ擔イデ祭ニ從事スル、神前デ夫婦ガ結婚スル、色々實生活ト神社トハ關係ガ相當アルノデアリマスケレドモ、何ウモ此頃ノ様子デハ物質ノ生活ニ追ハレテ自然精神生活ノ方ガ疎カニナリ其結果神社ト實生活ガ稍モスレバ離レヤウトスル傾向ニアルノデハナカラウカ、神社ガ今日顯然ト我國ニ存スル事ハ實生活ニ基調ヲ置ク國民精神ト密接有利ナ關係ニ立ツテ居ツタ爲メナリトスレバ將來神社ヲ盛ナラシムル事ハ必要デ何ウシテモ國民生活ニ基礎ヲ置カナケレバナラス、之ト密接ノ關係ニ立タナケレバナラヌト云フ事ニナリハセヌカト思フ、之等ノ点ニ付テハ充分ノ御研究ガアラウト思ヒマスガ私ガ之迄感ジタ事ノ一端ヲ申述ベテ御參考ニ供スル次第デアリマス何卒充分ニ御研究下サイマシテ益々敬神尊崇ノ思想ヲ盛ナラシ

ムル様ニ國民生活ヲ諸君ノカニヨツテ導カレルト云フ抱負ヲ以テ御立チニナル様ニ希望シテ止マナイノデアリマス（拍手）

△長谷川久一氏（和歌山縣知事） 祝辭朗讀

△水野鍊太郎氏講演

私ハ昨日日前國懸兩神宮ノ御造營竣工奉告祭ニ參列スル爲メニ參ツタノデアリマス時恰カモ近畿神職大會ガアルト云フ事ヲ聞キマシテ本日茲ニ出席シ久シ振リデ皆サンニ御目ニ掛ル機會ヲ得マシタ事ハ誠ニ欣懷ニ存ジ光榮ト存ジマス、私ニモ何か祝辭ヲ述ベル様ニト云フ事デアリマシタ幸ヒニ此機會ニ祝辭ヲ兼ネマシテ簡單ニ神職諸君ニ對シ一言シタイト思ヒマス。

回顧致シマスト約二十年前ニ私ハ神社局長ヲ勤メタノデアリマス、其當時ト今日トヲ比較スルト神社ノ設備施設ニ付テ亦國民ノ敬神思想ニ付テモ著シイ進歩ヲ來シテ居ルト思フノデアリマス、斯ノ如キ進歩ヲ爲シタノハ偏ニ諸君ノ様ナ神社ニ奉仕セラル、御方々ノ御盡瘁ノ結果デアルト考ヘマス、私ハ皆サン方ニ對シ此機會ニ於テ深ク感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス、二十年前ノ私ガ神社局長デアツタ時ニハ諸君ノ中ニ定メテ御承知ト思フガ神社ニ關シテ二大問題ガ懸案ニナツタノデアリマス、官國幣社ニ付テ申シマスレバ官國幣社ノ經費ニ關スル問題又府縣ニ付テ府縣社ノ神饌幣帛料ニ關スル問題

ガソレデアリマス、官國幣社ノ經費ノ問題ニ付テハ明治十九年ニ定メラレタ規定ニヨツテ國庫ヨリ供進セラレテ居ルケレドモ三十年ヲ經過スレバ夫レガ打切りデアル、將來ノ官國幣社ハ自營セナケレバナラヌト云フ事デ國カラハ一厘ノ經費モ出サナイト云フ始末デアル、デアリマスカラ其當時官國幣社ニ神職トシテ身ヲ入レテ御出ノ方ハ之ヲ憂慮シ今後官國幣社ガ國費ヨリ一厘モ貰ハナイデ自營シテ諸般ノ設備ヲ行ツテ行クト云フ事ニ付テハ其威嚴ヲ保持シテ行ク事ガ出來ルカ何ウカ、恐ラク官國幣社ガ自營シ得ナイ時ガ來ルダラウ、サスレバ國民ノ神社ニ對スル崇敬ノ精神ハ如何ニナルモノデアラウカト云フ事ヲ心配セラレタ、現ニ茲ヘ御出席ノ方々モ此事ニ付テ御心配セラレタ方モアリマス、高山昇君ノ如キ桑原芳樹君ノ如キ或ハ又故人ニナラレタケレドモ九州ニ立花照夫氏アリ、京都ニ今井清彦氏アリ之等ノ方ガ神社ノ將來ニ付テ非常ニ憂慮セラレテ此問題ハ何トカシテ考ヘナケレバナラン、殊ニ神社ハ國家ノ祖始デアル、國家ヨリ一厘モ將來經費ヲ支出シナイト云フ事ガアツテハ神社ノ御意志ニ背クカラ此問題ハ何トカ解決シナケレバ神社ノ將來ニ影響ヲ來スモノデアルト云フ意見モ出タ、之ハ私ガ神社局長ニ就職以前カラ問題ニナツテ居ツタノデアツテ然シ未ダ解決シ得ナカツタノデアリマス、私ガ就任致シマシテ此問題ハ何トカ早く解決セナケレバナラヌト云フ事ガ神職界ノ重大ナ問題デアツタノデアリマス、

私ハ考ヘマシテ如何ニモ夫ハ尤ダ、國費ヨリ經費ヲ支出シナケレバ將來神社ノ施設建物ヲ維持シテ行

ク事ガ出來ナイデアラウ、若シ維持シ得ラレント云フ事デアレバ國民ノ神社ニ關スル觀念ハ如何ニナリ行クカ實ニ今後ニ於テ憂慮スベキ問題デアルト云フ事ヲ痛切ニ感ジタノデアリマス、然シテ神職會ニ居ラル、諸君ガ此事ニ付テ御心配ニナル事ハ極メテ適當ナコトデアツテ政府トシテハ相當ニ考慮シナケレバナラヌト私共感ジタ事デアリマスカラ私ガ就任スルヤ直チニ此問題ヲ如何ニ解決スベキカト云フ事ニ付テ考慮シタノデアリマス、即チ法律ヲ以テ永遠ニ官幣國社ニ對シ國費ヨリ其經費ヲ支出スベキモノデアルト云フ規定ヲ決メナケレバナラヌ、之ヲ決メナイ以上ハ將來神社、國家ノ關係ハ甚ダ憂ヘベキ結果トナルデアラウト思ヒマシテ速カニ各般ノ調査ニ從事致シマシタ、此處ニ石川君モ御出ニナルガ當時此方ナド、本問題ヲ研究シタノデアリマス、兎ニ角法律ヲ以テ將來永遠ニ國費支辨ノ方法ヲ確定シナケレバナラヌト考ヘ其考案ヲ作ツタノデアリマス、夫ガ今日ノ官國幣社ノ供進金ニ關スル法律デ、官國幣社ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出スルト云フ大原則ヲ決メタ譯デアリマス、然シ之ヲ決メルニハ幾多ノ反對批難ガアリマシタ、ソウ云フ事ヲ法律ヲ以テ決メテ置クト云フ事ハ宜クナイ、第一財政上困ルト云フ説ガアツタ、大藏省ノ反對ハ勿論デアアルガ内務省内ニモ反對アリ内閣ニモ反對ノ議論ガアツタ然シ私ハ國家ノ大局ヨリ見、我國特種ノ制度タル神社ノ制度ノ上ヨリ考ヘテモ是非斯クシナケレバナラヌト確信致シマシタ爲メニ各方面ニ互リ私ハ神社ト國家ノ關係ヲ説キ是非此事丈ケハ神社ノ將來ノ爲メ更ニ廣ク言ヘバ我帝國ノ爲メ之丈ケノ根本主義ガ確定シテ置カナケレバナラント痛

論シタ、幸ヒニ其説が容レラレマシテ議會ニ提出セラレ遂ニ可決サレテ今日ノ制度トナツタノデアリマス、此制度ニヨツテ官國幣社ノ經費ハ永遠ニ國庫ヨリ支出スベキモノデアルト云フ原則ガ決マツタ但シ其經費ハ時ニヨツテ變ル事ハ止ムヲ得ヌ、然シテ明治十九年ヨリ將來三十年ヲ經レバ官國幣社ト國費ノ關係ハ絶タレテ仕舞ツテ官國幣社ノ自ラノ維持經營ニ委セル事デ無クナツタ事ガ明カトナツタノデアリマス、當時供進金ハ二十二萬圓ヲ超過シナイ原則デアツテ然シ當時二十二萬圓ヲ以テ全國官國幣社ノ經費ニ充テル事ハ金額甚ダ少ナイト思ツタガ財政上止ムヲ得ナカツタノデアリマス、其後年々經費ガ増シテ只今デハ神社局長ニ聞クト七十二萬圓ニナツテ居ルト云フ事デアリマス、當時ノ約四倍ニ上ツテ居ル、此主義ガ決マツタ結果トシテ支出額ニハ時ニ消長ハアリマスケレドモ永遠ニ存續スル事ニ相成タ事ハ私共誠ニ喜バシイ次第デアリマス、當時御盡力ニ相成ツタ諸君ニ對シ誠ニ申譯ガ立ツ事ト思ツテ喜ンデ居ル、又此事ニ付キ心配セラレタ方デ故人ニナラレタ方々ニハ非常ニ其努力ヲ感謝スル次第デアリマス、此結果トシテ兎ニ角相當ナ經費ガ出、充分デハアリマセンケレドモ先ヅ大体順調ニ進ンデ居ル様デアリマス、現ニ昨日竣工奉告祭アツタ日前宮ノ如キモ私が參拜致シマシテ實ニ喜バシク思ヒマシタ、此由緒アル神宮ガ誠ニ御龜末ナ形デアツタ事ニ私參拜スル毎ニ遺憾ニ思ツタガアレ位立派ニナツタ事ハ形ノ上ノミナラズ夫レニ因テ其土地ノモノ國民ノ神社ニ對スル崇敬ノ精神ヲモ振作シ得ラル、事ト思ツテ深ク喜ビマシタ、次ニ府縣社以下ノ神饌幣帛料ニ關スル問題デアリマス

、之モ餘程考慮セナケレバナラヌ事柄デアツテ神饌幣帛料ニ供スル制度ヲ設クル事ハ所謂地方公共團體ト神社ノ關係ヲ作ル一ツノ方法デアルト思ツタ、夫故此制度ヲ立テル事ニ計畫致シマシタ處、之モ仲々反對ガアツテ府縣社以下ノ如キハ府縣社以下ノ方々ノ自營ニ委セバ宜シイ、府縣トカ市町村カラ神饌幣帛料ヲ供進シナイデモヨイ、又斯ノ如キ事ノ爲メニ或ハ府縣會トカ市町村會デ決スル様ナ事ガアツテハ相成ラヌト云フ説モアツタノデアリマス、然シ兎ニ角地方ノ崇敬スル神社デアル以上ハ地方團體トノ關係ヲ作ル必要アリト認メ御承知ノ如ク府縣社ニ對シテハ府縣ヨリ鄉村社ニ對シテハ市町村ヨリ神饌幣帛料ヲ供進シ得ルト云フ制度ヲ作ツタノデアリマス、恐ラク今日モ夫レガ實行サレテ居ル事ト思フ、以上ハ當時神社界ニ於ケル重要問題デアツタノデアリマスガ幸ニ皆サン方ノ御熱誠ニヨツテ解決セラレマシタ、然シ此問題ガ解決セラレタカラト云ツテ神職諸君ハ之ヲ以テ満足シテ居ツテハナラス、今後一層ノ努力、一層ノ奮闘ヲ以テ神社界ノ事ニ益々努力シナケレバナラヌノデアリマス、若シ諸君ノ熱心、諸君ノ努力、諸君ノ奮闘ガ足リナカツタナレバ國民ガ神社ニ對スル崇敬ノ念ヲ輕クシ、仮令斯ノ如キ制度ガ出來タニシテモ此制度ハ何レノ時カ改メラレ、又何レノ時カ廢止セラル、事アルカモ知レナイ、此制度ガアルカラト云フテ決シテ満足スベキモノデハナイ、永遠ニ此制度ヲ維持シ、ヨリ以上ニ進メルニハ神社ニ關係セラレタ神職諸君ノ熱誠ナル力ニ俟タナケレバナラヌト云フ事ヲ申上ゲテ置キマス、幸ヒニ皆サン方ノ非常ナル力ニヨリテ、非常ナル御奮勵ニヨツテ神社界ノ事ハ

年ヲ逐フテ順次ニ進ミツ、アルト思ヒマス、私ハ誠ニ此有様ヲ二十年間見テ居マシテ非常ニ喜バシク感じテ居リマス、ケレドモ今後尙一層皆サン方ノ御奮勵ヲ願ハナケレバナラヌト私ハ思フ、近時ノ社會ノ狀勢ハ先程松本神社局長ノ御話ニモアツタ如ク兎ニ角物質主義ニ傾キ精神的觀念ガ閑却セラレテ居ル傾キナキニシモアラズデアアル、精神的方面ニ意ヲ注ギ國民思想ノ涵養ヲ圖ルニハ色々方面ニ於テ之ヲシナケレバナラヌ事ハ申迄モナイ、或ハ教育ノ方面カラモ考ヘナケレバナラヌ、政治ノ方面カラモ考ヘナケレバナラヌ、經濟ノ方面カラモ考ヘナケレバナラヌガ殊ニ我國體ノ淵源ヲ中心トスル處ノ神社界ニ於テ尤モ意ヲ要ヒナケレバナラヌト思ヒマス、我日本ノ神社ハ我國家ノ根源ト尤モ關係ガ深い、皇室ト最モ關係ガ深いデアリマス、デアリマスカラ神社ニ關スル事柄ニ付テハ最モ力ヲ入レル必要ガアル、殊ニ其神社界ニ御關係アル諸君ノ其責任ハ殊ニ重大デアルト思フ、私ハ此点ニ付テ諸君ハ今後一層御奮勵ナサラナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、一段ノ努力ヲ要スル事ト思ヒマス私ハ忌憚ナク皆サンニ申上ゲマスガ兎角神社トカ神職トカ云フト如何ニモ古老ノ様ニ人ガ申シマス、何カ神社ノ事ト申シマスト古イ事カ或ハ如何ニモ堅クルシイ古老ノ事ノ様ニ人ガ思フ、或ハ夫レモソウカモ知レナイ、然シ克ク我帝國ノ歴史沿革ヲ徴シナケレバナラヌ、神社、皇室、國家ト云フモノハ最モ緊切ナ關係ガアリマシテ我日本國民精神界ニ於テ少シノ變動モナク帝國ヲシテ今日アラシメタ事ハ全ク此關係ガ原因デアルト思フ、此点ニオ互ニ留意シナケレバナラヌ、神社ニ關係スルモノハ古老

デアツテハナラヌデアリマス、世ノ中ハ日ニ月ニ進歩致シマスカラ世ノ進歩ニ適應シテ進マナケレバナラヌ、遅レテハナラヌ、汽車モ電車モ電話モナイ昔ナラバイザ知ラズ段々世ガ進歩スレバ其進歩ノ情勢ニ應ジナケレバナラヌ、世ノ進歩ノ情勢ニ調和スル事ガ必要デアアル、此意味ニ於テ私ハ皆サンノ中ニ御承知ノ方モアリマセウガ所謂神社中心主義ヲ唱ヘタ事モアリマス、神社ヲ中心トシテ阪令ハ市町村ニアツテハ或ハ産業方面ニ或ハ教育方面ニ斯ウシタ地方公共事業ハ神社ヲ中心トシテ進ンデ行カナケレバナラヌ、夫レニハ神社ニ關係スル人ガ教育、産業、經濟、凡テノ事ニ頭ヲ廻ラシテ行ク様ニシナケレバナラヌ、之ヲナサンニハ矢張り社會ノ進運ニ適順シナケレバナラヌト云フ事ヲ克ク言ツタノデアリマス、現ニ私ハ昨日奉告祭ニ參拜シテモ思ツタガ其土地ノ人ハ神社ニ付テ特種ナ考ヘテ神社ヲ中心トシヨウト云フ頭ノ人ガ多イ様デアリマス、民衆ト神社ヲ接近セシムル事、斯クシテ始メテ神社ノ尊嚴、神社ノ維持經營ニ付キ國民ガ多大ノ注意ヲ拂フ様ニ相成ルト思フノデアリマス、之等ノ事ニ付テハ今後皆サン方ニ於テ種々ナ方面カラ御研究ヲ願ヒ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。私ハ神社ニ對スル考ヘハ度々雜誌等ニ於テ述ベテ居リマスガ今日幸ヒ茲ニ出席シテ皆様ニ御目ニ掛ル機會ヲ得マシタ爲メニ斯ウ云フ事ヲ申述ベル事ハ如何カト思ツタガ既往ヲ追懷シ且皆様ト今後益々之等ノ事ニ盡瘁シタイト云フ考ヘテ持チマスガ爲メニ誠ニ失禮デアツタケレドモ忌憚ナキ意見ヲ述ベテ御參考ニ供シタ次第デアリマス（拍手）

△全國神職會長 祝辭 春田俊篤氏代讀

△皇典講究所長 祝辭 桑原幹事代讀

△和歌山縣會議長 祝辭

△和歌山市長 祝辭

△和歌山縣各郡長總代山本海草郡長 祝辭

議 事

△議長(堀田鼎氏) 先程紀和歌山縣神職會副會長ヨリ申サレタ通り從來ノ慣例モアリマスシ暫ラク私ハ議長ノ席ヲ汚スコトニ致シマス、御手許ニ差上ゲテ居ル印刷物ノ本日ノ日程ニ入ルコトニ致シマス、先ヅ第一ニ決議案ヲ附議シマス、朗讀致シマス

決 議 案 (朗 讀)

吾人ハ民風作興ノ爲メ敬神尊皇ノ念ヲ振起スルノ急務ナルヲ信シ常ニ之ガ遂行ニ努ムト雖尙ホ未ダ誠意ノ徹底ヲ見ル能ハザルヲ遺憾トス今後益々協力一致相倚リ相助ケテ以テ實績ヲ舉ゲムコトヲ期ス

△議長(堀田鼎氏) 只今朗讀致シマシタ此決議案ハ最近ニ開カレタ聯合會關係府縣ノ評議員會ニ於テ滿場一致ヲ以テ作製セラレタ案ナノデアリマス成ルベク御賛成ヲ願ヒマス

(賛成ト呼ブ者アリ)——御異議ガ無キモノト認メ原案通り決シヨウト思ヒマスガ異議アリマセヌカ

(異議ナシ) 然ラバ原案通り決定致シマス、次ギニ建議案ヲ議題ト致シマス

一、全國神職會通常總會ニ於テ決議セシ事項ノ實行促進ヲ建議ノ件(兵庫、奈良兩縣神職會提出) 提出縣ノ御説明ヲ願ヒマス

△奈良縣 本建議案ニ付簡單ニ説明シマス、本案ハ奈良縣神職會ノ決議シタモノデアリマスガ、兵庫縣ヨリ字句ニ多少ノ相違ハアリマスガ同様意味ノ建議案ガ近畿神職聯合會ニ提出サレタノデ之ヲ合併シテ頂キ本會ニ上程ヲ願ツタ次第デアリマス、理由トシテハ昨年全國神職會ノ通常會迄ニ年々各府縣神職會或ハ聯合會或ハ評議員會等ヨリ澤山案ガ出テ之ヲ全國神職會デ整理シテ決議シテ其筋ニ建議スルモノハ建議サレ又實行スベキモノハ實行シテ頂イテ居ルガ全部實現スル譯デハナイ、尙續々重要ナ案件ガ出テ來ルガ先キノ決議ナツタ案件ガ未ダ實行ヲ見ナイ前ニ後カラ後ヘト出スコトハ重複ノ嫌モアリマスカラ先ヅ今迄出シタ全國神職會ガ決議シタ事項ヲ早ク實行スル様ニ鞭撻的ニ速進ヲウナガシタイト云フノガ此案ヲ提出シタ理由デアリマス、何ウカ諸君ノ御賛成ヲ願ヒマス (賛成ト呼ブ者アリ)

△議長(堀田鼎氏) 只今提出理由ノ説明アリマシタガ前以テ一寸申上ゲテ置キマス、本建議案及ビ其以下ノ各建議案ハ關係各府縣ノ評議員會ニ於テ滿場御賛成ノ下ニ茲ニ提出サレルコトニナリマシタノデ此段念ノ爲メニ申上ゲテ置キマス尙會議ハ慣例ニ依リマスト普通ノ議事規則ニ基クモノデ從ツテ一讀

會ニ讀會ト云フ風ニ讀會ノ道ヲ踏マナケレバナラヌノデ夫レガ當リ前デアルカ知ラヌ、然シ餘リ堅苦シク議事ヲ進メルコトハ反ツテ面白クナイト云フ点モアリマスノデ成ルベク議事規則ヲ頭デ御互ニ進メルト云フコトニ願ツテ必ズシモ議事規則ニ因ル形式ヲ取ラナケレバナラヌト云フワケデアリマセシノデ從ツテ個人々々ニ就テ申シマスレバ大体案ニ對スル疑問ノ点ニツイテモ御質問ヲ先ニ願ヒ其後意見ノ發表ト云フ順序デ進メテ行キタイ考ヘデアリマスノデ何ウカ左様ニ願ヒマス、尙發言ノ場合ハ混雜ニナラナイタメニ府縣ノ名前及發言者ノ名前ヲ御呼ビ願ヒタイ

△京都府 讀會ヲ省畧シテ即決ヲ願ヒマス

△議長(堀田鼎氏) 即決スルコトニ御異議ハ有リマセスカ。

(異議ナシ) 御異議ナキモノト認メ夫レデハ本建議案ハ可決致シマス、次ギニ

一、内務省ニ於ケル神社調査會ヲ復活シ各府縣ニモ地方神社調査會ヲ設置セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件

ヲ議題ト致シマス、提出縣ノ御説明ヲ願ヒマス

△兵庫縣 第二ノ建議案ニ付キ簡單ニ説明シマス、本案ハ神社ノ御由緒ナリ或ハ神社ノ社格ノ研究ナリハ申スニ及バズ廣ク神社ノ制度ナリ神社ノ行政ナリ神社ノ事務ナリニ付テ調査研究セラル、所ノ調査會ガ設置セラル、事ハ私共多年ノ希望デアリマシタ、所ガ幸ニシテ大正十二年六月ニ神社調査會ナル

モノガ勅令ニ依ツテ發布セラレタノデアリマス、此神社調査會ナルモノハ御承知ノ如ク内務大臣ノ監督ニ屬シ其諮問ニ應ジ神社ノ重要ナル事項ニ付キ調査審議スル所ノ諮問機關デアツタノデアリマス、私共ハ此調査會ガ設置セラレタニ依ツテ神社ノ制度ハ益々完備シ神社ノ行政ナリ神社ノ事務ハ益々整然シ尙多年我々共ノ希望シテ居ツタ神祇ニ關スル特別官衙ヲ設置スル前提ト思ヒ密カニ喜ンデ居ツタ次第デアリマス、所ガ大正十三年十一月僅カ一年經ツカ經タナイ中ニ其調査會ナルモノガ廢止セラレタノデアリマス、是ハ實ニ遺憾千萬ナ次第デ此事タルヤ當局ノ行政財政ノ整理緊縮ノ御方針ニ因ル事ト思フノデアリマスガ斯ル重要ナ調査會ガ一朝ニシテ廢止セラル、事ハ誠ニ残念極マルコトデアリマスカラ此際此神社調査會ヲ復活シテ尙同時ニ各府縣ニモ夫レト本支ノ關係アル所ノ神社調査會ヲ設置セラレ而シテ廣ク神社ノ制度行政其他重要事項ニ就テ審議セラル、諮問機關ガ再ビ設置セラレンコトヲ希望スル次第デ、各府縣ノ調査會ハ中央ニ於ケル支部トデモ申シマスル様ナ關係デ官制ニ依ツテ置カレンコトヲ建議シタイト云フ案デアリマス。

△議長(堀田鼎氏) 只今御説明アリマシタガ御質問御意見等ガアリマスレバ何卒腹藏ナク御述ベテ願ヒマス (異議ナシト呼ブ者アリ)

△議長(堀田鼎氏) 本案モ何等御意見アリマセンカ

△京都府 私ハ字句ニ於テ甚ダ些細ナ事デアリマスガ御訂正ヲ願ヒタイト思ヒマス、夫レハ内務省ニ於

ケル神社調査會ヲ復活セシメ更ニ各府縣ニモ云々ト云フ風ニ「セシメ更ニ」ト云フ文字ヲ入レテ頂キタ
 イ些細ナ事デアリマスガ此五字ヲ挿入シテ「シ」ヲ削ルコトニ願ヒタイ：(原案異議ナシト云フ者アリ)
 △議長(堀田鼎氏) 只今修正意見アリマシタガ餘リ反對ニモナラズ又然シ賛成ノ意見モアリマセヌカラ
 消磨シマス、原案異議ナキモノト認メ原案通り可決確定致シマス(拍手) 時間ガ參リマシタカラ午餐
 ノ爲メ午後一時マデ休憩致シマス

正 午 休 憩
 午 後 一 時 再 開

△議長(堀田鼎氏) 午前ニ引續キ會議ヲ開キマス

一、神祇ニ關スル特別官衙設置促進ニ努力セラレム事ヲ全國神職會へ建議ノ件
 ヲ議題ト致シマス、提出府縣ノ御説明ヲ願ヒマス。

△京都府 此問題ハ和歌山縣ト京都府ト同ジ意味ノ建議書ニナツテ居リマス、此問題ハ充分皆様が御承
 知ノ問題デ詳シク御説明ヲ申上グル迄モナイガ、私達ガ永年努力シ又運動シテ叫ンデ參リマシタ事柄
 デアツテ近來殆ンド忘レラレタ様ナ風ニナツテ居リマス、或ハ全國神職會ノ方デ相當御盡力下サツテ
 居ルノカ知ラスガ地方ニ於ケル各神職團體等ニ於テ何等消息ヲ承リマセヌ、本年議會ニ於テ質問ガ出
 タ様デアリマスガ、之等ニ就テモ近畿神職會等デ何ウ云フ方法ヲ執ツタカ伺ハナイノデアリマス、此

問題ハ重大ナ事柄デアリマス。タメニ急ニ行ハレナイ實現サレナイモノデアルト云ツテ捨テ、居ルノカ
 知ラスガ放ツテ居ツテハ尙更ライケナイノデアリマス、矢張り吾人が充分輿論ヲ喚起シ聲ヲ大キクス
 ルコトガ必要デアリマス、此際特ニ全國神職會ニ此問題ヲ急速ニ進行セラル、様努力シテ貰フコトヲ
 建議シタイノデアリマス。

△滋賀縣 誠ニ結構デスガ私ハ神職會ニ建議スルヨリモ寧ロ内務大臣ニ直接稟請スルコトヲ希望シマス
 △議長(堀田鼎氏) 其事ハ評議員會ノ際ニモ随分研究セラレタノデ御座イマス、最初ハ多分其筋ニト云
 フコトニナツテ居ツタ事ト思ヒマス、其筋ニト云フ意義ノ解釋ニ付キ是レハ全國神職會ノ手ヲ經テ内
 務大臣ニ出スト云フコトニナルノデ全國神職會ニ我々ノ希望ヲ通ジテ全國神職會カラ内務大臣へ我々
 ノ意志通ズルコトガ最モ有力デアラウト云フコトデ特ニ全國神職會ヘト云フ名稱ヲ附シタ關係ニナツ
 テ居リマス

△滋賀縣 然ラバ明瞭ニ全國神職會ヲ經テ内務大臣ニ申請スルト云フ風ニシタラ如何デスカ。

△議長(堀田鼎氏) 努力セラレム事ヲ全國神職會へ建議スルト云フ形式ヲ執リマシタノハ内務大臣へ建
 議スルノミナシズ其他ニアラユル機會ヲ利用シテ行クコトモアラウ、神社方面ニ特ニ理解アル貴衆兩
 院議員ニモ努力ヲ願フニハ全國神職會ヘトスル方ガ凡テニ都合好ク便利ニ運ブト云フ所カラ特ニ内務
 大臣ニ建議セラレムコトヲ全國神職會ニ建議スルト云フ風ニセズ只ダ全國神職會ヘト致シマシタ次第

デアリマス。

△兵庫縣 先程來賓ノ御話ノ中ニモ神社ニ關スル問題デ政府部内ニ於テモ反對スルモノ有ルト承リマシタガ此頃種々會合ノ場合祖崇ノ傳導ヲヤレト云フ御示シモアルノデ先刻カラ夫等ニ就テノ訓示ヲ拜聽シタガ今ニ於テ政府ニ於テ反對スル人ガアレバ我々ハ上ニ向ツテ敬神思想ノ善導ヲヤツテハ何ウカト思フノデアリマス、直チニ原案ニ賛成シ着々實行方法ニ努メタイト思ヒマス(拍手、賛成ト呼ブ者アリ)

△議長(堀田鼎氏) 原案異議アリマセヌカ。(異議ナシ) 採決致シマス、本案異議ナキモノト認メ原案通り決シマス。次ギノ建議案

一、府縣社以下神社神職ノ待遇ヲ官國幣社ノ禰宜主典同様ニセラレムコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件
是ハ和歌山縣ノ提出デアリマス、提出者ノ説明ヲ願ヒマス

△和歌山縣 簡單ニ説明致シマス、府縣社以下ノ神社ニ奉仕スル神職ハ均シク國家ノ官吏トシテ待遇ヲ受ケテ居ル、然ルニ官吏トシテノ待遇ハ名計リデ實ガ之ニ伴ハナイ様ニ考ヘル、夫レハ名計リデモ結構デスガ尙實ヲ戴カルレバ之レニ越シタコトハ有リマセヌ、名實相伴ハナイト云フ事例ハ諸君御承知ノ如ク我々ハ國家ヨリ任命サレルガ其待遇ニ於テハ均シク國家ヨリ任命セラレタ官國幣社ノ宮司ト較ベテ餘程差別セラレテ居ルノデアツテ、我々ニハ國家ノ決メタ俸給令ガ發布ナツテ居ナイ、夫レカラ十年十五年二十年三十年ノ間神明ニ一意懸心奉仕シテモ恩給ヲ頂クコトガ出來ナイ、又此永イ歲月神

明ニ奉仕シテモ叙位叙勳ノ恩典ニ浴スルコトガ出來ナイ、私ガ考ヘマスルニ均シク國家ノ宗祀デアル神社ニ奉仕スル以上我々ノ待遇モ他ノ官吏同様ト迄ハ行カズトモ又官國幣社同様ニ取扱ハレナクトモ敢テ差支ヘナイガ其府縣社以下ノ神職ノ待遇ヲ官國幣社禰宜主典同様ニサレタイト云フ意味デ本問題ヲ出シタノデアリマスガ私ノ本案ヲ提出致シマシタ腹ノ中デハ別段俸給トカ恩給ヲ必ズシモ頂カネバナラスト云フ物質ニノミ走ツテ居ルノデハアリマセン若シ經費ノ問題デ俸給或ハ恩給ヲ貰ヘナケレバ位階ヲ頂キタイ、十五年ノ間神靈ニ奉仕スレバ位階ヲ下サツテ身ノ光ニナル、私モ然ラバ十五年ヲ神靈ニ奉仕シマセウ、サウスレバ叙位ノ恩典ニ預ルコトガ出來ル、ト斯ウ云フ風ニシテ戴カル、ナレバ非常ニ我々ハ欣幸ト存ジマスノデ此問題ハ過日ノ評議員會デモ滿場一致御賛成ヲ得マシタ事デアリマス何卒宜敷ク御審議下サイマシテ滿場一致御賛成アランコトヲ御願致シマス

△議長(堀田鼎氏) 只今提案理由ノ説明アリマシタガ異議アリマセヌガ(異議ナシト呼ブ者アリ)
本案ニ付キ御異議アリマセネバ原案通り可決確定致シマス (拍手)

是ヲ以テ議案ノ全部ヲ議了シマシタノデアリマス、依ツテ直チニ會ノ順序ニ從ヒ五分間演説ヲ御願ヒスル事ニ致シマス、五分間演説ハ御申込ノ方ニ限りマス、演題及氏名等ハ掲示板ニ依ツテ御承知ヲ願ヒマス、順序ハ一々御一人様ノ演説ガ濟ムト同時ニ揭示ノ紙ヲマクリマスカラ此演壇ニ登壇サレテ御演説ヲ御願ヒ致シマス

(1) 演題 未定

京都府 宇良神社

宮島茂夫 君

私ハ田舎ニ住ム者デアリマスガ、ツラ／＼此四五
年間民衆ノ信仰状態ヲ考ヘテ見ルト、餘程其影ガ
ウスライダ様ナ感ガ致シマス、一口ニ言フト、人
々ノ頭ニハ傳統的デアルトカ迷信的デアルトカ打
算的デアルト云フ様ナ考ヘガ現ハレテ昔日ノ眞摯
ナ信念ガ消ヘ行ク傾キノアルコトヲ遺憾トスルモ
ノデアリマス、而シテ茲ニ新シイ宗教ガ起ルトカ
左様云フ宣傳ヲスルト夫レニ附和雷同スルト云ツ
タ傾向ガ見ヘマス、又世ノ中ガ追々進歩シテ來ル
ニ從ツテ科學萬能ノ影響デ信仰ノ精神ヲ求メル者

ガ段々減退シテ參ツタコトハ誠ニ憂慮ニ堪ヘマセ
ス、是ヲ如何ニシテ矯メテ行クカノ問題ニ付テ識
者ノ御指導ヲ受ケ又私達モ及バズナガラ微力ヲ致
シテ居リマスガ到底容易ニ目的ヲ達スルコトガ出
來マセヌ私ノ方ニ「カヤダニ」ト云フ企業地ガア
ツテ其處ハ成金氣分ノ多イ所デアリマス、左ウ云
フ様ナ所ヘ參ツテ色々神社中心主義ヲ振廻スノデ
スガ物質ニ固ツタ地方ダケニ左ウ云フ人達ヲ精神
的ニ尊崇ノ觀念ヲ懷カシムルヤウニ導クコトハ仲
々出來ナイノデアリマス。是ハ獨リカヤダリ計リ
デナク全國的ノ問題デアラウト思フ、此ノ点ニ付
テハお互ニ奉仕スルモノハ國民思想善導ノ上カラ
言ツテモ敬神崇祖ノ觀念ヲ吹込ムコトニ一段ノ努
力ヲ要スルノデアリマスガ更ニ一面我々ノ新時代
ノ人ヲ養成スル機關ガ必要デアルト思フ、各府縣

ニハ様々ナ神職養成方法ニ依ツテ神職ヲ養成シテ
頂イテ居ルガ機關ノ不備トデモ申シマスカ非常ニ
形式的テ内容ハ誠ニ空弱デアル様ニ考ヘラレル其
爲メニ青年神職ニハ精神的觀念ト云フモノガ薄イ
ノデアリマス茲ニ於テ之等青年神職ヲ完全ニ養成
スベキ立派ナ道場ヲ開キ良イ加減ノモノデナク、
モツト統一シタ全國的ノ學問所ヲ設ケ以テ崇敬ノ
精神ヲ養ヒ出デ、ハ國民精神ノ健全ナル發達ヲ促
スコトニ努メシムルト云フ風ニ左ウ云フ様ナ神職
ヲ養成スル良イ學校ヲ建テ良イ教育ヲ受ケタイト
云フコトヲ主張スルモノデアリマス。

(2) 演題 未定

滋賀縣

峯森延彦 君

私ハ多年神職養成ト云フコトニ付キ叫ンデ參ツタ

者デアリマス、我滋賀縣ニハ從來細々ナガラ神職
ヲ養成スル機關ヲ設置シテ居ツタノデアリマスガ
悲シイ哉潰シテ終ツテ我々子弟ヲ教育スル上ニ付
テ非常ニ憂慮シテ居マス、或ハ大阪ニ或ハ京都ニ
各自子弟ノ教養ヲ御願シテ居ルガ是デハイケナイ
ト云フノデ神職養成ノタメ高等中學校ノ設置ヲ主
張致シマシタガ之亦經費乏シクシテ途ニオ流レト
ナツテ終ツタ、私ガ本日此處デ二府四縣ノ有力ナ
諸君ニ御依頼致シタイコトハ何ウカ我々ノ子弟ヲ
教育スル高等中學校ヲ是非設ケテ頂キタイコトデ
アリマス、先刻局長殿ノ御話ヲ拜聴シテ、ヨリ以
上我々ハ精神的ニ活動シナケレバナラス、本日和
歌山縣提出ノ問題ノ如キ神職ノ貧弱ナル生活ヲ裏
書スルモノデアリマシテ完全ニ其子弟ヲ教育スル
力ニ乏シイノデアリマス、夫レ故餘リ自分ノ心配

セザル範圍ニ於テ子弟ヲコノ學校ニ入レルコトノ
出來ル様ナ方法ヲ執ツテ頂キタイノデアリマス、
私ノ話ハ是デ終リマス。

(3) 一ツノ希望

京都府

孝學友彦君

私ハ二箇條ノ希望ヲ持ツテ居リマス、諸君ノ御參
考迄ニ申上ゲタイ、現今行ハレテ居ル我國ノ神社
法令ノ中ニハ昇格ノ階段ト云フモノガ御座イマス
、官幣社ニ於テ六階ト言ヒ別格官幣社ガ七階ト申
シマス、或ハ四階ガアリ無格社ガアル、官幣大社
ノ中ニ何々神宮ト云フノガアツテ彼是十二階級ニ
分ツテ居ル、之レ程我國神社ニ階級ヲ付ケナケレ
バナラヌカト云フ事ヲ私ハ常ニ考ヘテ居ル、先ヅ
官幣社ハ夫レデ宜敷イトシテ府縣社以下ニナルト

村社トカ郷社トカ府ニ府社アリ縣ニ縣社アリ市ニ
市社アリ村ニ村社アルト云フ風ニ別レテ居ルガ此
名稱ト云フモノハ重大ナ關係ヲ持ツモノデ飯ヘバ
村社ニ非常ニ尊敬スル人ガアツテ御當社ノ御資格
ハト尋ネラレタ時、村社デアルト答ヘタガ斯ウ云
フ風ニ尋ネラレタ時、一寸村社デ御座イマスト言
ヒ惜イ、斯ウ云フ話モアリマス、或ル社デ村社ダ
ト答ヘタ所、其人ハ村社トハ何ウ字ヲ書クカト問
ハレタ、スルト村ト書クノダト云フコトヲ言ヒニ
ブツテ尊敬ノ尊ト云フ字ヲ書クノダト言ツタ所尙
更有難イト云ツテ大層尊敬シタト云フコトデアリ
マス（笑聲起ル）之等ハ文字カラ起ツテ來ル一ツ
ノ矛盾カト思フノデアリマス、然ラバ是ヲ何ウ云
フ風ニスレバ宜敷イカ或ハ郷社縣社以下ニ縣ヲ三
階級位ガ良イト云フ説モアルガ村社トカ府社トカ

縣社トカ郷社ト云フ様ナ俗メイタ名デナク今少シ
尊嚴ヲ保ツタ名ヲ付ケタレバ何ウカト思フノデア
リマス、此点ニ付テ諸君ノ御賛成ヲ願ハルレバ適
當ナル方法ヲ以テ或ハ本會ノ意見トシテ相當建議
セラレルコトデアラウト思フノデアリマス、何分
重大問題デアリマスカラ一朝一夕ニハ行クマイト
思ヒマスガ宜敷ク願ヒマス。尙一箇條ハ思想問題
ニ於テ多少申述べタキ意見ヲ有ツノデアリマスガ
時間經過ノタメ又ノ機會ヲ以テ諸君ニ申上ゲマス

(4) 滿洲ノ神社

奈良縣 糸井神社

植島知一君

或ハ皆様ノ御叱リヲ蒙ルカ知リマセンガ私ハ滿蒙
ノ紹介ヲ致シマス、内地ノ神社ニ就テハ諸君ハ克
ク充分御理解ノ事ト思ヒマスガ、我々ト職ヲ同ジ

クスル神職デ零度以下二十度ノ嚴寒ヲ冒シテ祖國
ヲ離レテ奮闘シテ居ル其勞苦ヲ御理解願ヒタイト
思ツテ一寸紹介申上ゲル譯デアリマス、滿洲ト申
シマシテモ關東州及ビ滿鐵沿線デスガ我々ノ同胞
ガ十六萬ノ英靈ヲ捨テ、得タ其處ニハ日本人ガ未
ダ二十萬ヨリ行ツテ居ラナイ、存在スル神社ノ數
ガ約四十二社、ソレニ奉仕スル職員ハ本官二十名
デアリマス、領土デアリマセヌカラ社格ノ制度モ
アリマセヌ、先年神社ニ關スル法令ガ簡單ニ出來
マシタガ未ダ不完全デアリマス、而シテ我々二十
萬ノ同胞ガ同ジ故國ノ生活ヲセンモノト到ル所ニ
神社ヲ設ケテ合唱シテ居リマス、滿鐵會社ハ色々
ト御世話下サツテ居ルガ何トカシテ此地ノ神社ノ
制度ヲ内地ト同ジ様ニシテ設備ナリ其他ノ制度ヲ
改メ様ト思ツテ私ノ友人達ハ熱心ニ努力シテ居ル

ノデアリマシテ今後皆様ノ御盡力ヲ仰ガナケレバ
ナラヌ機會ガ多クアラウト思ヒマス、其節ハ我々
ト同ジ職ニ在ル之等ノ方ニ對シ充分御助力ヲ賜ラ
ンコトヲ此席デ希望シテ置キマス、滿洲ト云フ所
ハ軍事上ヨリ言ツテモ經濟上ヨリ言ツテモ誠ニ民
族發展ノ上ニ密接ナ關係ヲ有スルノデアリマスカ
ラ致々營々ト滿蒙開發ニ熱心ニ努力スル此職員等
ニ御同情下サイマシテ御援助下サランコトヲ切ニ
御願スル次第デアリマス。

(5) 聯合會ニ就テ

京都府 平安神宮

當山亮道君

私ハ未ダ皆様多數ノ方ニ御目ニ掛ツテ居リマセヌ
ノデ御挨拶申上ゲマス、私ハ昨年京都ニ參リマシ
タ者デアリマシテ昨年聯合會一寸御目ニ掛ツタ

方モアリマス、此機會ニ一言聯合會ニ就テ申述ベ
タイト思ヒマス、聯合會ノ遣リ方ニ就テハ北海道
デモ中央デモ色々アル様デ御座イマスガ何ウモ此
聯合會ナルモノハ形式ニ流レル嫌ガナイカト思フ
ノデアリマス、協議ヲ慎重ニ遂ゲナケレバナラス
問題デモ賛成々々デ一瀉千里ニ走ツテ仕舞フ、斯
ウ云フ事デハ餘リ効力ガナイデハナイカト密カニ
心配スルノデス、先ヅ聯合會ト云フト大抵二日間
デアリマシテ而モ其一日ハ見物デアアル、コレデハ
到底重要議案ノ審議ハ出來マイト思フ、而モモ今
年出タモノガ又次ノ聯合會ニ出シテ之レヲ全國神
職會ニ出スト云フ風デ誠ニ遺憾デアアル問題ハ如何
ニ澤山アツテモ宜敷イカラ二日ノ會期ナレバ第二
日モヨリ練ツテ研究シ或ハ委員デモ設ケテ審査ス
ル様ニシテハ何ウカト思フ、各地ノ視察等ハ夫レ

ハ單ニ便宜ヲ與ヘルコトデ宜敷イト思フ夫レガ爲
メニ一日費スコトハ面白クアリマセヌ、又五分間
演說等モ五分間ノ時間ハ道行ニ經過スルノデ夫レ
ヨリモ少シ各地ノ狀況ヲ聞カシテ頂イタ方宜敷
イノデアリマス、時間ヲ左様ニ制限スル必要モア
リマセン色々ト有益ナ各地ノ狀況ナド聞クコトヲ
得レバ誠ニ都合ガ良イノデアリマス、左ウ云フ御
話ヲ聞ク中ニハ參考ニナルコトガ多クアルデアラ
ウト思ヒマス、神社デ御札ヲ賣ルコトハ矛盾シタ
コトデアアルト云フ高松通信ニ見ヘテ居リマシタガ
色々變ツタ話ヤ問題ガ出ルコト、思フノデアリマ
ス、又今日神社ニ於ケル思想善導ノ如キハ最モ時
代錯誤ダト云フ様ナ意見モアル、之等ハ單ニ法律
ト云フ方面カラ考ヘルト或ハ左ウ云フ見方ニナル
カ知レナイ、斯様ナ意見トカ考ヘガ神社ヲ中心ト

シテ他ニ様々アリハシナイカト思フ、夫レデ私ハ
高等文官ノ試験ニハ祭式ト御皇典ノ一部ヲ加ヘナ
ケレバナラスト云フコトヲ論及シタ、左ウスレバ
大變ニ意義ガナイカト思ヒマス、何ダカ時間ガ來
マシタカラ話ハ少シモ徹底シマセヌガ止ムヲ得マ
セヌカラ之レデ御免ヲ蒙リマス。

(6) 任用令ノ改正

滋賀縣 菅田神社

桐江亮吉君

私ハオコガマシウ御座イマスガ、任用令ノ改正ニ
付キ少シク希望ヲ述べタイ、現行法デハ府縣社以
下ニ在ツテハ推薦制デアリマスカラ神職タランモ
ノハ先ヅ就職以前ニ於テ氏子總代ニ一步ヲ譲ラナ
ケレバナラス、ヤガテ就任スルト彼等ニ追窮サレ
テ手モ足モ出ナイコトガ随分多クアル、流ル、水

ハ清ク、淀ム水ハ腐敗スル、推薦制ハ何ウモ腐敗ニ流レ安イ、稍モスルト面白カラヌ結果ヲ來スコトガアリマス、デスカラ神社奉仕數モ制限シテ俸給ヲ官費ニスルノ必要ガアル、推薦制ヲ廢シテ官制ニシナケレバナラヌ、推薦制ヲ廢スルコトハ或ハワダカマル情弊ヲ斥ケ多少刺激ヲ加ヘルコトニモナリ一服ノ清涼劑トモナルト考ヘル。

(7) 未定

大阪 天満宮

平井喜三郎 君

最近我國思想界ノ現状ハ誠ニ憂慮スベキモノガアリマス、混沌トシテ名狀スベカラザルモノガ御座イマス、自由平等ノ名ノ下ニ勞働問題小作爭議其他ノ階級争闘ガ現ハレ社會的共產主義、外來思想ガ蔓延シテ三千年來炳トシテ輝キ來ツタ國體ノ精

華、國民道德ガトモスレバ蹂躪サレントスル今日帝國ハ將ニ精神的危機ニ瀕シテ居ルノデアリマス、永ク清ク美シイ神ナガラノ道モ遺憾ナガラ國民生活ノ上ニハ其道ヲ暗クセントスルノデアリマス、誠ニ慨嘆ニ堪ヘナイ次第デアリマス、國民ヲシテ此窮地ヨリ救済シ彼等ヲシテ赴クトコロニ赴カシムタメニハ國民的支配者トシテ發達シ來ツタ殊ニ日常親シク民衆ニ接スル我々地方神職ノ努力ニ俟ツモノガ誠ニ多イト思フ、故ニ祭典ノ如キハ之ヲ嚴重ニ執行シ氏子民衆ヲ集メテ敬神尊崇ノ道ヲ説キ愛國ノ念ヲ強カラシメ不知不識ノ間ニ我レハ神社ノ氏子デアルト云フコトヲ自覺セシメル、夫レニハ境内其他祭場ノ設備ニ至ル迄神鈴ニモ細心ノ注意ヲ拂ヒ之レニ接スルモノヲシテ我國本來ノ國民精神ヲ自覺セシムルコトガ必要デナカラウカ

又積極的方法トシテハ第二ノ國民タル青年ノ思想

善導デアアル、今日ノ思想ノ混沌タルハ第一因ハ將

ニ教育方針ヲ誤ツテ居タタメデアアル徒ラニ智育方

面ニ偏シ道德方面ノ教育ニ最善ノ努力ガ足リナカ

ツタ結果デナカラウカ、思想ノ惡化ヲ取締ルタメ

ニ法律ヲ以テ之ヲ覆ハントシテモ内部ヨリ腐敗シ

テ來ル思想ハ如何トモスルコトガ出來ナイ、茲ニ

於テ政府ハ公民教育ニ或ハ成人教育ニ補助教育ニ

或ハ軍事教育ニ又或ハ社會教育ノ改善ニ種々努力

セスシテ居ルガ此秋ニ際會シ我々神職ハ徒ラニ袖

手傍觀スベキデナイト思フ、職業的、義務的、厄

介的、教育方針ニ委セズ神職自ラ國民教育ノ中心

化或ハ公民化ノ全部又ハ一部ヲ擔任シ、活キタ道

徳、活キタ國家觀念ヲ養成スルコトガ今日ノ緊急

事デアルト思フ、愚見ヲ述ベテ滿場諸君ノ一段ノ

御努力ヲ期シテ歌マナイ次第デアリマス。

(8) 神職ノ本分

兵庫縣 諸杉神社

上杉直樹 君

我々ノ本分ハ既ニ齋戒沐浴只管神明ニ奉仕シ終日社頭ニアツテ讀書スル之レハ常事デアリマスガ、茲ニ一ツ肝要ナコトハ神靈ニ奉仕スル其ノ神職ニシテ近時神靈的觀念ヲ沒却セラレテ居ル向ガアルノデハナイカト云フコトデアリマス、精神上ノ齋戒身体上ノ齋戒ハ皆様ノ常ニ實行セラレテ居ル處デアリマスガ、精神的ニ神靈ノ尊キヲワキマヘズ形式的ニ神前ニ奉仕シテ足レリトナス者ナキカ、神靈ノ發揚、神職ノ努力一層加ハル時ニ際シ斯クテハ如何ニ進歩ヲ促サントシテモ到底駄目ダト思ヒマス、神靈ヲ發揚スルコトハ甚ダ六ヶ敷イ、世

ノ中ニハ神社其モノハ一ツノ形式デアルト云フ様
ナ不敬ナコトヲ申スモノモアル、之等ハ所謂神靈
哲學ソノモノヲ解シナイ者ノ言デ眞ノ靈驗ヲ會得
シナイノデアアルガ神職ハ之等ニ向ツテ神靈ノ發揚
、神社ノ尊キヲ認メシメナケレバナラヌ役目ガア
ル、然シ夫レニハ神職自ラ神靈ニ對スル精神的自
覺ガ必要デアルト思フ、國民ノ指導啓發ハ神社ノ
中心トシテ行カナケレバナラヌデアリマシテ神
社ハ宗教ノ上ニ立ツベキモノデアアル、ソシテ社格
ノ上下ナク一率ニ嚴格ナル行動ヲ執ツテ頂キタイ
ト思ヒマス。

(9) 神社發展ニ就テ

大阪府

三木健之助 君

賢明ナル諸君ニ對シ淺學ナ私ガ一場ノ御話ヲ申上

ゲルコトハ誠ニ光榮デアリマス、私ハ先刻神社局
長ナリ水野様ノ御話ヲ承リマシタガ其御話ノ中ニ
神職ヲ古老視セラレタト云フ点ガアリマシタ誠ニ
遺憾千萬デアルト思ヒマス。古老トハ即チ老朽、
有ツテ益ナキ事ヲ意味スルモノデアリマス、私ハ
二十有餘年間在職シテ居リマスガ、何ウモ神職ト
社會ハ沒交渉デアルカノ如キ感ヲ致シマス、之レ
デハ古老視セラレ、モ無理ハナイト思フ、私ハ昨
日普選ノ案ト云フ本ヲ拜見シタガ世ノ中ハ日ニ月
ニ進ンデ非マス、先帝ノ御遺諭ノ如ク廣ク善政ヲ
執ツテ萬機公論ニ決セヨト仰セラレテ居ルガ誠ニ
此勿体ナイ御勅諭ハ愈々今日ニ於テ目覺メ且ツ今
日ニ至ツテ實行スル時期ニ達シタモノト思フ、世
ハ明ルミヘ出タ神職ハ決シテ社會ト沒交渉デハ何
事モナシ得ナイ二府四縣神職諸君ノ此集リモ大ヒ

ニ意見ヲ闘ハレ權利ヲ主張シ其實行ニ努メナケレ
バナラヌ、神前ニヌカヅクコトヲ以テ神職ノ能事
ダト云フヤウナ左様ナ姑息ナ考ヘデハイケナイ、
活眼ヲ開イテ國家社會ノ情勢ヲ觀ナケレバナラヌ
、回顧致シマスレバ今カラ三十年以前ノ神社界ハ
、佛教ハ勿論デアリマスガ、其安定ト云フコトニ
付キ非常ニ迷ツタモノデアリマス、然ルニ恐レ多
クモ先帝ノ御勅旨ニ依ツテ神徒ナリ佛教ハ大改革
ヲ行ヒ神社ハ國家ノ宗祀トシテ斯克立派ナ制ヲ布
カレ我々ハ其制度ノ下ニ立派ニ神社ニ奉仕スル様
ニナツタノデアアル、既ニ我々ハ充分其獲得シタ權
利ヲ主張スル時期ニ達シテ居ルノデアアルカラ、此
今日ノ大會モ無意味ニ終ルコトハ誠ニ残念ニ思フ
ノデアリマス、何故コノ會合ヲシテ無意味ニ終ル
コトヲ憂フルカト申シマスニ最早ヤ聯合會ハ彼處

此處ニ出來テ有意義ナ問題ガ着々決議サレテ居リ
マス、本日モ有意義ナ二三ノ宿望ガ通過シテ居ル
ノデ之ガ實現ヲ期待シテヤマナイノデアリマス、
獨リ二府四縣ノミデナク全般ノ神職ガ協定談合シ
テ飽迄吾人ノ希望ヲ徹底セムコトヲ望ムモノデア
リマス。

(10) 二府四縣聯合會ニ就テ

大阪府

今井新七郎 君

本日賢明ナル諸君ト一堂ニ會シマシテ私ハ此演壇
ニ立チマシテ皆様ニ相見ユルコトハ最モ光榮トス
ル所デ御座イマス。

私ノ申上ゲント存ジマスルコトハ二府四縣聯合會
ニ就テト云フコトデアリマスガ、是レハ問題ハ澤
山アリマスガ其中デ諸君ノ御靜聽ヲ煩ハシタイコ

トハ外デモアリマセン、恰度此聯合會が先輩諸君ノ御盡力ニ依ツテ年々隆盛ニ赴イテ居リマス誠ニ喜バシイコトデアリマス、然ルニ此聯合會ヲ開イタ御主旨ト云フモノハ神社ノ發展、神職ノ向上、御互關係ノ懇親ヲ圖ルト云フ此三ツニ歸着スル様ニ考ヘマス、ソコデ私ハ更ラニ御願ガアリマス、夫レハ何デアアルカト言ヒマスニ茲ニ現今行ハレテ居ル様ナ町村會ノ如キ機關ヲ設ケテ頂キタイコトデアアル、諮問機關ニ對スル行政機關ト云フニ府四縣聯合會モ誠ニ盛大トハ言ヒナガラ其議決シタ事項ノ跡始末ハ何ウ風ニスルカ心配サレルノデアリマス、會務ノ處理トカ議決事項ノ實行ヲ促進スルタメニ適當ナ地方ニ機關ヲ設ケテ所謂事務所トモ云フカ左ウ云フモノヲ置キマシテ傍ラ雜誌ヲ發行スル、夫レニハ或ハ大會ノ狀況トカ議決事項

トカ其他ノ會務或ハ各地方ノ狀況等ヲ登載シテ之ヲ神職ガ購讀スル(同感ト呼ブ者アリ)一ヶ月三十錢位ニシテ二府四縣ノ神職ガ約二千人アリマスカラ六百圓ノ金ガ出テ來ル譯デ六百圓アレバ印刷代其他雜費ヲ引去ツテ三分ノ一夫レニ要シタ所デ四百圓ノ金ガ毎月殘ルコトニナル此金ヲ或ハ事務上ニ所謂決議事項ヲ促進セシムル上ニ於テ將又全國神職會ト連絡ヲ執ル上ニ於テ餘程好都合ニ運ブノデハナイカト思フノデアリマス、歸着スル所神職會ヲシテ全國町村會ト云フ名稱ニ倣ツテ左ウ云フ機關ヲ設ケタイト云フ希望デアリマス、而シテ今少シ會員相互ガ會ノ爲メニ熱心デアリタイ、本日ノ會合ニ於テモ最早ヤ過半数モ退席セラレタ様デアリマス、勿論他ニ御用件モアラレルコト、思ヒマスガ甚ダ遺憾デアリマス、斯ウ云フ熱ノナイ

コトデハ到底決議事項ノ實行ハ不可能ダト思ヒマス、二府四縣聯合會ハ今少シク強イモノニシタイト思フ。

(11) 所 感

和歌山縣 玉津島神社

遠北太麻彦 君

和歌山縣神職會カラ一名モ出マセヌノデ、一名モ出ナイノモ反ツテ禮ヲ失スルカト細ヒマシテ御辭聽ヲ煩ハス次第デアリマス。

午前中水野前内務大臣閣下ノ御祝辭ニ依ツテ感ズル所ガアリマス、水野閣下ノ御話デハ二十年前ニ較ベルト現在ノ神社ガ進歩發達シタ、神社ノ凡テノ制度ガ發展シテ居ルト云フコトデアリマス、私ハ如何ニモ其通りダト思ツタ、然シ休憩中其御話ヲ自分ノ頭デ考ヘテ見ルト左ウト計リ申サレマセ

ス、夫レハ獨リ神社ダケガ二十年此方進ンダノデハナイ、一般ノ産業、教育其他凡テノ施設ガ著シイ發展ヲ遂ゲテ居ルノデアリマス、仮ヘバ小學校ノ校舍ノ如キニ致シマシテモ二十年前ニハ村ニハ學校ラシイ學校ハ無カッタ、然ルニ現在デハ如何デアリマセウ或ハ五萬十萬ノ巨費ヲ投ジテ立派ナ講堂ナドモ建テラレテ居ル、神社ガ比較ニナラヌ程長足ノ進歩ヲナシテ居ルノデアリマス、此点カラ考ヘルト他ノ文物ガ停止シテ神社ノミ榮ヘニ榮ヘタ譯デハナイ、デアリマスカラ二十年來神社ガ榮ヘタト云フコトハ一變ニ申サレマセヌ、兎モ角モ當時ニ比ベテ現在ハ進歩シタコトニ間違ハナイ、コレモ神ナガラノ神靈ノ稜威ト我々先輩諸君ノ熱烈ナル神祇ニ對スル御努力ト御後援ノ然ラシムルトコロデアルト思フ、然ルニ其ノ進歩發達ノ多

クハ官國幣社デアル、全國百二十有餘萬ノ神社デ
此官國幣社ト特種ナ神社ヲ除イテハ殆ンド大部分
ハ進歩ノ跡遅々タルモノガアルノデアリマス、茲
ニ於テ我々ハ一般ニ歸依セズ自分ノ力デ立ツト云
フ覺悟ヲ以テシナケレバナラスコトヲ深ク〜感
ジタノデアリマス（拍手）最後ニ今一ツ誤解ナキ
様ニ願ヒマスガ和歌山縣ヨリ出タ建議案ハ幸ヒ滿
場一致ヲ以テ通過致シマシタガ實ハ此程評議員會
デ二ツノ問題ヲ出シタノデアリマス、一ハ神社ノ
祭典費ヲ官國幣社ト府縣社ヲ問ハズ國家ヨリ出シ
テ貫フト云フコトヲ建議シヤウト思ツタノデアリ
マスガ餘リ問題ガ大キイノデ研究シナケレバト云
フノデ宿題ノ形ニナツテ居リマシテ只ダ神職ノ待
遇問題ノミガ出サレタノデアリマスガ、コレニ對
スル和歌山縣神職一般ノ叫ビハ神職一個ノ待遇ヲ

午後ノ椅子ノ空キ工合ハ何ト云フコトデアリマセ
ウ、是レデ神職ノ團結ガ出來マスカ、我々ノ叫ビ
ヲ實現スルコトガ出來マスカ、甚ダ眞面目ヲ欠イ
テ居ルノデアリマス、要求計リシテモ此有様デハ
到底駄目デス、聯合會ニ來ルコトヲ花見遊山ト心
得テ居ル様ニシカ受取レナイ、是レデハ聯合會ノ
前途モ危ブマレテナリマセス、道ハ遠キニ非ズ近
キニ求メヨ、失禮デ御座イマスガ今ノ世ノ中ハ矛
盾デ立ツテ居ルノダ、法律ヲ議スル其人ガ賄賂ヲ
取ツタリ宗教界ノ管長連中ガ金力ト權力ノ争ヒデ
法廷ニ立ツタリ、何ト云フ醜クイ世相デアリマセ
ウカ、先程休憩ノ時ニ尾籠ナ話デスガ便所ヲ御覽
ナサイ立派ナ御方ガ上草履ト下足ト間違ヘテ便所
へ飛込ンダ人多カッタ、ソナ事デ人ヲ善導ス
ルノ社會ヲ啓發スルノト言ツテ何ウシテ出來ル氣

七六
考慮シテ貰ツテ足レリト言フモノデアリマセヌ
、神社ノ經營及ビ神社ノ本義ニ基テ御施設ヲ希望
シテ居ルト云フ趣旨デアリスノデ一言附加ヘテ置
キマス。

(12) 神職相互ノ革進ヲ望ム

兵庫縣 魚吹八幡神社

山本治 作 君

金モ名譽モ頭ニ置カズ眞心本位デ進ミタイ、今日
ノ聯合會ノ緊張シナイノモ私ハ時期ガ惡イト思フ
、コレハ幹事ノ御方ヲ批難スルノデアリマセン
ケレドモ春陽新芽ノモエ立ツ花ノ三月ニ此貴重ナ
會ヲ催スコトハ好マシクアリマセヌ、秋ノ心身共
ニ緊張シタ時ニ御願ヒ致シタカッタ、又斯様ナコ
トヲ申上ゲルコトハ如何カト思ヒマスガ重要ナ議
案ヲ附議スルコノ會場ノ狀況ヲ見マスルニ午前十

遺ハナイ、駄目デス、私ハ盲目蛇ニオヂズデ自分
ハ何モ解リマセヌガ失禮デスガ今日會合サレタ五
百人ノ中デ誠アル人ハ何人アルデセウ、本當ニ神
職界ノ爲メニ盡シタイ努力シタイト云フ人ハ果シ
テ幾何アリマセウ、甘ソウナ柿ダアレヲ欲シイト
思ツテモ木ノ根デ手ヲ受ケテ持ツテ居ツタノデハ
日ハ暮レル、徳島縣ニ小學校丈ケ了ヘテ郡長ニナ
ツタ御崎吉之丞ト云フ人アルガ、人ノ助力ニ哀願
シタリ、今ニ甘イモノガ食ベラレルト思ツテ手ヲ
受ケテイテ夫レガ何ノ努力デアル、お互ノ力ガ集
ツテ眞實ナ叫ビノ下ニ不斷ノ努力ヲシテコソ我々
ノ願望モ實現サレルト云フモノデアル、私ハ本日
ノ此會合ノ模様ヲ見テ誠ニナサケナク思ヒマス。

(13) 未定

滋賀縣 高穴穗宮社掌

田中 礎 君

本日二府四縣ノ神職聯合會ニ各位ガ何レモ希望要
求ヲ以テ充タサレテ居ルガ私ハ自國自慢ト云フ所
謂奉仕スル神社ノ特長ヲ紹介シテ見ヤウト思ヒマ
ス、私ノ奉仕スル神社僅カニ村社デアツテ未ダ立
派ナル社格モ設備モ完備シテ居ナイガ所ハ高穴穗
宮ト云ツテ人皇十二代景行帝ガ天下ヲ統一シテ此
地ニ遷都ニナリ次デ成務仲哀ノ二帝モ此宮ニ於テ
萬機ヲ御統裁ニナツテ前後七十二年間ノ奠都ノ御
聖蹟デ遠ノ昔シニ官幣大社神宮ガ建テラレナケレ
バナレヌ何分此時代ハ文字モ無ケレバ從ツテ精細
ナ記録ガナイ日本記古事記其他ニテ古典ヲ目標ト
シテ證明スルニ過ギヌ此高穴穗ハ日本一ガ七ツア

七八

ル餘リ口廣イ事ヲ云フヤウデアアルガ私ハ充分三朝
ノ御聖蹟ニ付西ハ長崎福岡熊本ヨリ東ハ千葉茨城
東京神奈川ノ諸府縣ヲ獵リテ史蹟ヲ探究シ日本一
ノ七ツアル事ヲ的確ニ斷言シテ憚ラヌ、我國有史
以來一番躰軀ノ偉大ナルハ景行帝デアアル紀記ニヨ
ツテモ一丈二尺トアリ往古ノ尺度ハ現今トハ異ナ
ツテ居ルト學者ハ稱ヘテ居ルガ何レニセヨ一丈二
尺ニ亞グモノハナイ日本武尊ガ一丈一尺仲哀天皇
一丈坂上田村麿七尺八寸爲朝身丈八尺安部貞任六
尺六寸現在ニテハ宮崎縣ノ幸山仲次氏ハ七尺三分
七厘トアル、古今ヲ通ジ景行帝ニ及バナイ之ガ日
本一ノ一ツデアアル次ハ開闢以來子福長者トシテ景
行帝ガ八十ノ皇子ガアツタト記サレテアル側ニ居
座スコト十九柱他ノ六十一柱ハ國造別當ニナリ賜
フトアリ之ガ子福長者ノ日本一デアアル、次ハ開闢

以來太平無事デ治マツタ御治世中デハ成務帝六十
年ノ在位デアアル昔ヨリ延喜天曆ト云フガ延喜時代
ニハ昔公ヲ時平ガ讒訴シテ太宰權師トナシ此至誠
至忠ノ重臣ヲアタラ罪人トナセシヨリ天下ハ沸鼎
ノ如ク騒ギ立テタト云フ天曆時代ニハ村上帝ノ御
治世デ表面太平デアアツタガ多少ノ曲折ガアル宮
内省増田御用掛リガ先年高穴穗ヲ踏查サレタ時我
國ノ太平無事ノ治世ハ此御代ニ次グモノハナイ、
成務帝六十年ハ國郡制ノ完成ト王政統治ノ宜シキ
ニ基準シ願條ヲ鳴ラサヌ事六十年ノ永キニ及ベリ
、延喜天曆モ及バザルコト遠シデアルト云ハレタ
、洵ニ日本一ト云フベキ天下太平ノ御代デアアル、
次ニ我國ノ官制ニ大臣ヲ置カレタルハ成務天皇即
位二年デアアル、是レ大臣ノ創設デ大化革新以來近
江朝デ三大臣制トナリ明治十八年十大臣制トナリ

今デハ十二大臣トナル而シテイクラ加藤高明氏デ
モ若槻サンデモ其職掌中ハ大臣ヲ稱號スルモ辭職
又ハ死亡後ハ誰レモ大臣トハ云ハナイ、武内宿禰
丈ハ武内大臣ト歿後一千六百年ノ今日デモ稱シテ
居ル是レ始メテ大臣ナルガ故デアアル是レ大臣ノ日
本一デアアル、次ハ開闢以來天神地神ノ時代ハ混沌
トシテ詳述スルコトハ出來ヌガ橿原御奠都以來今
日ニ至ルマデ第一ノ長壽者ハ武内宿禰デアアル、宿
禰ハ仁德帝ノ即位十年ニ三百五歳ニ因幡守トナツ
テ赴任セラレ三百六十歳デ薨去セフレタ是ガ日本
第一ノ長壽者ニナル又我國ガ海外ニ出征シ國威ヲ
發揚シタルハ仲哀帝即位九年デ神功皇后ガ三韓ヲ
征服シ皇子ヲ人質トシテ文化ノ輸入ヲサヘ開カレ
タ之ガ外征史上ノ第一嚆矢デ乃チ日本一デアアル、
又我國有史以來婦女子トシテノ典型トシテ第一指

七九

ヲ屈スベキハ神功皇后デ太后ハ仲哀帝ノ御崩御ヲ
控ヘナガラ一滴ノ俛ヲ浮ベズ先帝ノ吉業ヲ繼ギ喪
ヲ秘レテ外征ノ準備ヲ整ヘ終ニ三韓ヲ征討マシマ
シ外患ヲ防ギ海外發展ノ基礎ヲ築カレタ寔ニ日本
一ノ賢婦人又ハ女傑ト尊稱シテ到底追隨ヲ許サヌ
以上申上ゲタ七項目ハ日本一ト稱シテ他ニ真似ノ

出來ヌ延テ日本一ト堂々銘打ツテ毫モ遜色ナク何
處マデモ誇張シテ憚ラヌ之レ乃チ高穴穗宮址ノ誇
リデアリ精華デアル、斯ノ如キ御聖蹟ヲ村社トハ
何事ゾ、私ハ一身ヲ犠牲ニシテ飽マデ明ルミニ顯
彰シテ三朝ノ稜威ヲ不朽ニ發揚センコトヲ俯仰シ
テ已マヌモノデアアル云々

△議長(堀田鼎氏) 是ヲ以テ本會ノ議事全部ヲ終リマシタ、開會ノ劈頭ニ當リ副會長ヨリ申上ゲマシタ
通り今回ハ我神職會ガ主催者トシテ聯合會ノ御引受ヲ致シマシタガ何分ニモ貧弱ナル當神職會トシテ
設備萬端誠ニ不行届ノ点ガ多イデアリマス、何ウカ之等ノ点ハ御用捨ヲ御願スル次第デアリマス、
明日ハ和歌山市附近其他御視察ヲ企テラル、方々モアリマセウカラ、ソレニハ當方ニ於テ相當御案内
ガ出來テ居リマス、別ニ餘リ日ニ新シイコトモナイカモ知レマセヌガ和歌山縣ノ地方色ト云フモノハ
充分現ハレテ居リマスカラ御土産ノ御話ニモナレバ幸福カト思ヒマス、先程來會員諸君ヨリ本會ノ會
議ニ當リ中途退席サレタ人ガアリマシタコトヲ憤慨サレタ向モアリマシタガ確カニ半數以下ニナツタ
コトハ私モ遺憾ニ思ヒマス。然シ本日ハ割合ニ議事モ順調ニ進ミ豫定ノ時間ヨリ一時間以上モ早クナ
ツタ様ナ感ジモ致シマス、會員方ノ御出席ガ少クナツタコトハ不愉快デアリマスガ其ノタメ反ツテ時

間ヲ早ク切上ゲ本會ヲ閉ヅルコトヲ得マシタノハ幸トモ思フモ宜敷イ、左様ナレバコレ
ヲ以テ開會ノ御挨拶ニ代ヘマス (拍手)

縣下神職談合會狀況

四月三日海草郡和歌浦町小學校講堂ニ於テ縣下神職談合會ヲ開催シ會長副會長ヲ始メ本會及各支會役員
出席シ出席會員百二十名ト共ニ談合ヲ爲シタルガ狀況左ノ如シ

一、午前十時堀田會長ノ開會ノ辭ニ次ギ山本海草郡支會長ハ特ニ主催地ノ支會長トシテ挨拶ヲ陳ベ此ノ
講堂ハ今回新築セラレタル縣下最大最美ノモノデアツテ未ダ落成式モ舉行セラレザルモノデ之ヲ神聖
ナル祭祀ニ從事セラル、神職諸君ノ此ノ談合會ニ使用セラル、コトハ大ニ意義ノアルコトデ和歌浦町
民及ビ郡長トシテモ甚ダ欣快ニ存ズル所デアアル旨ヲ陳ベラル、
次デ本日ハ恰モ神武天皇祭ニ相當スルヲ以テ一同遙拜式ヲ舉行シ國運ノ隆昌ヲ祈リ奉リタリ、
次デ堀田會長議長席ニ着キ各會員ヨリ提案ノ別記問題ニ付談合的ニ審査討究シタルガ其ノ狀況左ノ如シ

一、府縣社以下神社神職待遇向上ニ關スル件

神職ハ其ノ官國幣社ニ奉仕スルト府縣社以下ノ神社ニ奉仕スルト等シク國家ノ宗祀ニ從フ者ニシテ其ノ國家ニ對スル責務ニ差異アルコトナシ依ツテ奉務規則ニ懲戒令ニ其他ノ訓令ニ同一ノ取扱ヒヲ受ケツ、アリ然ルニ其ノ待遇ニ於テハ官國幣社判任神職ト府縣社以下神社ノ神職トハ實ニ霄壤ノ差アリ現行思想ノ混亂ハ益々神職ノ活動ヲ必要トスルモノアリ官憲及社會亦之レヲ要求ス茲ニ於テ現代智識階級中最モ刻薄ナル待遇ニ甘ジツ、アル府縣社以下神社ノ神職ノ待遇ヲ向上セシメ以テ有能ノ士ノ就任ヲ促シ國家ニ寄與セシメラレンコトヲ望ム

右本會ノ決議ヲ以テ其筋へ建議ス

一、府縣社以下神社ノ經費ニシテ社入金ヲ以テ支辨スルコト能ハサルトキハ該神社ノ氏子崇敬者ノ屬スル市町村ヨリ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ供進スヘキ旨法律又ハ勅令ヲ以テ規定セラレムコトヲ其ノ筋へ建議ノ件

備考

右社入金トハ氏子崇敬者ニ對シ賦課又ハ割當ヲ爲ス供進金若クハ寄附金ヲ含マス

氏子崇敬者ノ區域數ケ市町村ニ跨ルトキハ各市町村内ニ住居スル氏子崇敬者戶數ニ按分シテ供進スル

モノトス

理由

神社ハ國家ノ宗祀ニシテ祭祀ハ國民ノ彝倫ノ標準タルコトハ神社ノ本質上一点ノ疑ナキ定議ニシテ官憲又之レヲ認ムルコト既ニ久シ故ニ其ノ經費ハ悉ク國庫之レヲ負擔スヘキモノタリ然ルニ官國幣社ニ對シテ經費供進ノ途ヲ設ケ府縣社以下神社ニ對シテハ全然關知スル所ナシ現下國家感念ノ減退國民風教ノ頽廢ハ神社祭祀ノ興隆ト神職ノ人格的感化ヲ必要トスルノ時全國大多數ノ神社ニテハ其ノ資ノ空乏ヨリ經營困難神職ノ人物低下ハ滔々トシテ底止スル所ヲ知ラス斯界ノ前途實ニ寒心ニ耐ヘス國民精神ノ趨向亦ト知スヘキノミ、吾人ハ原則トシテ神社經費ニ全額國庫支辨ヲ主張スルモノナリ、然ルニコノ專唱ヘラレテ既ニ年アルモ却ツテ其ノ核心ヲ離ル、ノ感アリ暫ク過度的規定ヲ設ケラレムコトヲ要望スルノ止ムナキ局面ニ立ツヲ知ル幸ニシテ今次義務教育費國庫負擔金増額ニヨリ地方費ニ餘裕ヲ生セルヲ以テ此ノ機ニ於テ先ツ地方費支辨ノ法ヲ設ケ漸ク追フテ當初ノ目的ニ接近セントスルモノナリ

一、神職任用規則特別任用者ニハ例外ナク詮衡科目ニ國典ヲ科セラレムコトヲ望ム

理由

惡貨ハ良貨ヲ驅逐ストハ獨リ經濟上ノ鐵則タルノミナラス我神職界ニモ之レヲ見ルハ甚タ遺憾トス、

之レカ根本原因ハ待遇ノ菲薄ニ在ルハ言ヲ須タサル所ナルモ養成機關ノ不完全ト任用規則ノ不備ニ依ル所亦大ナルモノアリ、之レカ根本的改善ハ吾人ノ希望スル所ナルモ現行法規中此ノ改正ヲ加ヘ暫ク推移ヲ見ントス

- (イ) 官國幣社神部署神職任用令第八條第四號ニ國典ヲ加フ
- (ロ) 同令第九條第五號ニ國典ヲ加フ
- (ハ) 府縣社以下神社神職任用規則第十一條第三號ニ國典ヲ加フ

(以上海草郡支會提出)

一、神宮大麻曆頒布ノ際ニ神部署ノ役員カ朗讀スル大宮司ノ訓示ノ主意及文言ヲ各神社ニ一部宛頒布ヲ乞フノ可否

一、神宮曆ヲ農家便覽ノ通り改正シ翌年分ヲ前年九月頃配布ノ事

(以上那賀郡支會提出)

一、神職ノ臨時手當ヲ本俸ニ又旅費ノ増給ヲ本額ニ組入レ要スレハ俸給旅費規則改正方ヲ縣ニ意見提出スルコト

理由

府縣社以下神社神職ニ對シ俸給又ハ兼務手當ノ四割以内ノ臨時手當支給ノ件大正七年通牒アリ、又縣

内外ノ旅費増給ノ件大正八年縣令ヲ以テ定メラレタルモ一般官吏ハ既ニ俸給令又ハ旅費規則ノ改正スル處アリ夫々本俸ニ組入レラレタル今日神職ニ對シテハ依然トシテ其儘ニナリ居リ甚タ複雑ト認ムルヲ以テ相當改正ヲ望ム所以ナリ

一、郡役所廢止後ニ於ケル神職會郡支會ノ事務執行機關ヲ如何ニスヘキヤ本會ノ意見承リ度

理由

現時支會長ハ郡長ニ理事中一名及司計ハ郡書記ニ規則ノ定ムル所ニ依リ囑託シ以テ郡支會ノ事務ヲ處理執行シツ、アリ然ルニ近ク郡役所廢止セハ今後ノ支會事務執行ハ相當困難ヲ感スルモノニ非ヌヤト憂慮ス本會トシテ如何ナル腹案ナリヤ

(以上伊都郡支會提出)

一、府縣社以下神社々格ノ改正ヲ望ム

理由

北海道ニ縣社アリ東京大阪其ノ他ノ都市ニ村社アルガ如キハ實ニ世人ヲシテ疑惑ヲ抱カシムルハ言ヲ俟タサル次第加之全國各市町村ニ亘リ幾多ノ無格社アリ無格社タル文字ヨリ考察スルトキハ神社ノ格ニ入ラサルモノト解スルヨリ外ナシ然リトセバ民衆ヲシテ神祇崇敬心ヲ向上セシムル上ノ妨害トナルノミナラス神明ニ對シ奉リ甚タ恐懼ノ至リナリト思考ス故ニ速ニ適當ナル社格名ニ改メラレン事ヲ熱

望スル所ナリ

八六

一、府縣社以下神社神職ノ待遇定員ノ撤廢又ハ改正ヲ望ム
理 由

大正九年一月各道府縣神職中二名ヲ限リ奏任官待遇ヲ明示サレシハ斯道發展上實ニ喜フヘキ事ナルモ新潟縣ノ如キハ六百有餘名ノ神職アリ沖繩縣ノ如キハ僅ニ十名ニモ滿タサルト聞ク果シテ事實トセハ大ニ均衡ヲ失スルノ感アリ故ニ定員ノ撤廢又ハ改正ヲ望ム所ナリ

一、府縣社以下神職ノ俸給ヲ公費支辨ニ改正ヲ望ム
理 由

府縣社以下神社神職ノ俸給ハ從來氏子供進金ヨリ支辨セラル、ノ規定ナルモ供進金タルハ名ハ美ニシテ其ノ實ハ協議費ナレハ怠リ不納シアルモ之レカ處分制裁ノ道ナク爲メニ多少素養アル青年神職ハ他ニ轉セントスルノ今日此儘ニナシ置クトキハ人物ヲ得ル望ナキハ勿論斯道發展ヲ視ル不可能ト信ス故ニ府縣社以下ノ神社神職ノ俸給ヲ公費ト改メ其ノ支出方法ハ神僱幣帛料供進團體ヨリ支出ノ道ヲ啓カレン事ヲ熱望ス

一、皇太神宮ノ大麻料金制ヲ撤廢シ任意ノ御初穂料ト改正ヲ望ム
理 由

大麻一体ヲ幾錢ト定ムル如キハ思想惡化ノ今日甚タ面白カラサルノ感アリ故ニ任意ノ御初穂料ト改メ國民一般ニ洩ナク頒布シ右ノ御初穂金ヲ以テ調製費及ヒ其ノ他ニ要シタル費額ニ充當セサル場合ハ之レカ不足額ヲ支出セシムル方法ハ先ツ全國的ニ設ケ置キ納付セシムル事トセハ國民ニ於テモ難有拜受シ隨テ敬神心ヲ濃厚ナラシムルハ疑ヲ容レサル處ナリト確信ス故ニ料金制ノ撤廢ヲ望ム所以ナリ

一、判任官待遇以上ノ職ニアリタル者ヲシテ祭式祝詞ニ科目ノ試験ニ合格シタル者ニ神職ノ資格ヲ與フルノ規程ヲ撤廢セラレ度

理 由

國家ノ宗祀タル神社ニ奉仕ノ神職タラムニ諸種ノ官衙ヨリ淘汰又ハ免職セラレシモノヲシテ就職セシムル爲メ世人曰ク「神社ヲ廢物利用場又ハ淘汰人ノ捨場所ナリト」斯クノ如キ用語ハ神祇崇敬上ヨリ視テ大ナル妨害トナルノミナラス神明ニ對シ奉リ恐懼ノ感ヲ抱カサルヲ得ス故ニ撤廢ヲ望ム所以ナリ
(以上西牟婁郡支會提出)

一、郡役所廢止後ニ於ケル神職會ノ措置方案ニ關スル件

(和歌山縣神職會提出)

議 事 錄 (畧記)

一、府縣社以下神社神職待遇向上ニ關スル件

八七

(金原會員) ヨリ提案理由ヲ説明ス

議長ヨリノ質問ニ依リ金原氏ハ建議案文中其ノ筋トハ内務大臣ヲ指スモノデアツテ建議ノ方法ハ本縣神職會ヨリ直接スルト同時ニ一面全國神職會長ヲ經テ本建議案ノ目的達成ニ努力致度旨答ヘラル議長ヨリ本案ノ可否ニ付會員ノ意見開陳方ヲ要求シタルニ

(遠北會員) ハ本問題ニ付テハ反對者無カラムト存ゼラル、ガ建議ノ方法ハ本縣單獨ヨリ輿論ヲ喚起シ全國神職會或ハ全國社司社掌會ヨリ全國的ニ建議スル方ガ可ナリト存スル旨述ブ

(大臣會員) 斯カル問題ハ屢々全國神職會へ提出シタモノデアアルガ全國神職會ニ於テハ内務省へ交渉シタルヤ否ヤハ不明デアツテ効果ガ無イヤウニ思ハレルヲ以テ本縣ヨリ單獨ニテ決議建議シテハ如何或ハ近ク近畿神職聯合會開催セラル、ヲ以テ同會へ提出シテハ如何カト思フ

(後藤會員) 本談合會ノ決議トシテ近畿神職ノ談合會へ提案シタキ旨述ベタガ

(寺本本會幹事) ヨリ此問題ト同種問題ガ近畿神職評議員會ノ決議ヲ經テ聯合會總會ニ提出スル事ニ成リ居ル旨參考迄ニ注意アリ

結局 金原會員ヨリ本案ハ撤回シ本案ト同種ノ其ノ問題ガ聯合會總會ニ於テ通過スル様努力スル事ニ致度

(議長) 其ノ様ニ決スル旨宣ス

二、府縣社以下神社經費ニシテ社入金ヲ以テ支辨スルコト能ハサルトキハ該神社ノ氏子崇敬者ノ屬スル市町村ヨリ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ供進スヘキ旨法律又ハ勅令ヲ以テ規定セラレムコトヲ其筋へ

建議ノ件

(金原會員) 提案理由ヲ説明ス

(大臣會員) 本問題ハ研究問題トシテ留保セラレ度旨ノ意見ヲ陳ブ

(遠北會員) 其ノ實行ハ困難ナルヲ以テ供進金ノ道ヲ開ク程度ノモノトシテ建議案ノ文面ハ幹部ニ一任セラレ度旨述ブ

(議長) 其ノ様ニ決スル旨ヲ宣ス

三、神職任用資格詮衡科目ニ國典ヲ科スル件

(金原會員) 提案理由ヲ説明シ建議案ノ目的達成ノ方法ハ本談合會ノ決議ニヨリ神職會長ヨリ内務大臣へ建議セラレ度旨ヲ附加ス

(紀副會長) 本件ヲ可決スレバ西牟婁郡提出ノモノヲ否決トスル前提ニテ可決スルコトニナルガ如何尙現在祝詞ヲ試験科目ニ加ヘ居ルハ即チ國典ノ修養程度ヲ知ル爲ニシテ祝詞ニハ國典ノ試験ヲモ含マレテ居ルモノナリ

(大畑會員) 本案ニ反對意見ヲ陳ブ

結局 本案ハ後廻シニスルコトニ決シ次ノ議題ニウツル

四、神宮大麻曆頒布ノ際ニ神部署ノ役員カ朗讀スル大宮司ノ訓示ノ主意及文言ヲ各神社ニ一部宛頒布ヲ乞フノ可否

(神戸會員) 提案理由ヲ説明シ右訓示ハ我々會員ガ實際頒布ノ際ニ大ニ用ヲ爲スモノニツキ是非其ノ寫本ヲ配布セラレ度ト希望ス

(議長) 其ノ費用ハ如何ニスルヤ

(神戸會員) 支會デ謄寫版刷ニセラレ度イ

(寺本幹事) 右ハ今後神職會報ニ登載致スベシ

(議長) 同様ニ決スル旨宣ス

五、神宮曆ヲ農家便覽ノ通り改正シ翌年九月頃配布ノ事

(神戸會員) 提案理由ヲ説明シ神宮曆ニハ舊曆ヲ入レテ實用的トシ配布期日ハ九月頃ニスル方實際配布ニ便宜ナリ

(後藤會員) 本件ニ關シテハ種々意見アルヘキ筈ナルヲ以テ此邊ニテ休憩ニセラレテハ如何ト動議提出シ賛成ニヨリ休憩ス

休憩

再開 午後一時

午前中ニ引續キ神宮曆改正ニ對シ意見ヲ述ブル者アリシガ結局本問題ハ兼テ縣ヨリ郡市長ヲ通ジ各會員ヨリ神宮曆改正ニ對シ意見方提出從源中ニ付キ意見アルモノハ其ノ答申ヲ爲スヘキコトニ決シ本案撤回セラル

六、神職ノ臨時手當ヲ本俸ニ又旅費ノ増給ヲ本額ニ組入レ要スレハ俸給旅費規則改正方ヲ縣ニ意見提出スルコト

(大臣會員) 理由ヲ説明ス

(中井副會長) 神職俸給規定旅費規程等ハ縣ニ於テ目下其改正方考慮中ニシテ近ク制定セラルヘキ筈ナル旨ヲ述ブ

右ニテ本案ハ撤回ス

七、郡役所廢止後ニ於ケル神職會郡支會ノ事務執行機關ヲ如何ニスヘキヤ本會ノ意見承リ度

(寺本幹事) 本問題ニ付テハ寧ロ本會ヨリ諸君ニ承リタキ處ニシテ本會提出問題トシテ出シテ居リマスカラ夫ト一括シテ談合致度

右ニテ本案ハ後廻シトス

八、府縣社以下神社ノ社格改正ヲ望ム

(西牟婁郡提案代理者) 現在社格ハ府縣行政區劃ト一致セサルヲ以テ適當ニ改正致度旨ヲ陳ブ
結局 本案ハ適當ノ方法ヲ以テ希望實現スル様其ノ方法ハ幹部一任ニ決ス
九、府縣社以下神社神職定員ノ撤廢又ハ改正ヲ望ム

本案ハ幹部ニ於テ適當ノ方法ヲ以テ實現スルコトニ努ムヘキ事ニ決ス

一〇、府縣社以下神社神職ノ俸給ヲ公費支辨ニ改正ヲ望ム

(數會員) 主旨ハ賛成ナルモ實現困難ナルヲ以テ宿題ニセラレ度

(遠北會員) 本件ハ多少吾身勝手ノ様ニ見ラル、点ナキニアラズ先ヅ神饌費ヲ國庫支辨トシ本殿營繕

費ヲ國庫支辨トスル等ノ問題ヲ先決ニシ然ル後ニ起スベキ問題ノ様ニ思考セラル依テ本案ハ宿題ニ成

ハ委員附託ニシテ欲シイ

本案ハ宿題ニ決ス

一一、皇太神宮ノ大麻料金制ヲ撤廢シ任意ノ御初穂料ト改正ヲ望ム

(高松會員) 任意ニスレバ一錢或ハ五厘ヲ出シテモ然ル可キニシテ斯クテハ費用倒レトナルヲ以テ採

算起タザル故反對ナル旨述ブ

(數會員) 大麻曆頒布ニ要スル費用ヲ國庫ヨリ支辨シ無料ニテ國民一般ニ拜戴セシメ度

(高松會員) 數氏說ニ反對ス、凡ソ大麻拜戴ハ國民ノ崇敬心ノ真心ノ發露ニシテ無料ニスベキ性質ノ

モノニアラズ

(遠北會員) 我國神社ト氏子トノ關係ヨリ神社崇敬心ノ關係ヲ説キ大麻ハ強制的ニ無料ヲ以テ配布ス

ベキニアラズ國民ノ崇敬心ノ發露ニヨルヘキモノナル旨力説シ高松會員ノ說ヲ敷衍ス

尙任意制ノ不可ヲ説キ現制ヲ可トスル旨述ブ

(神戸會員) 二三年間此儘トシ其間考慮シテハ如何

(議長) 二三年間此儘トスル事ニ異議ナキ乎、異議ナシ左様ニ決ス

一二、判任官待遇以上ノ職ニアリタル者ヲシテ祭式、祝詞ニ科目ノ試験ニ合格シタル者ニ神職ノ資格ヲ

與フルノ規程ヲ撤廢セラレ度

本案ハ第三號議案ト併セテ討議スルコトニス

(一會員) 反對意見ヲ述ベ海草郡支會提出ノ現行規程ヲ改正シ國典ヲ加ヘル事ニ賛成ス

(岡本會員) 海草案ヲ皇典講究所ニ希望シテハ如何

(遠北會員) 西牟婁郡ハ西牟婁郡提案者ヨリ撤回セラレ度

(西牟婁郡提案代理者) 撤回ス

(金原會員) 海草案モ撤回ス

一三、郡役所廢止後ニ於ケル神職會ノ措置方案ニ關スル件

本案ハ第七號議案ト併セテ討議ス

九四

(大臣會員) 本件ニ對スル本會ノ考ヘテ陳ベラレ度

(紀副會長) 本會トシテハ何モ考ヘテ居ラヌ皆様多數ノ御意見ニヨリ善處策ヲ考ヘ度或ハ評議員會ヲ開キテハ如何カトモ思ハル

結局 本案ハ評議員會ニテ考究スルコトニ決ス

閉 會

二月十一日和歌浦町小學校講堂ニ於テ開催セラレタル縣下神職談合會席上文部省囑託
久留島武彦氏ヲ招聘シ講演ヲ依頼シタルガ其ノ講演ノ要領ヲ摘記スレバ左ノ如シ

所損の國と所得の國

久留島 武彦氏

日前神宮の御神体は御鏡であります。此の鏡に就て調べて見ますに鏡は我が日本で餘程古くから造られたもので外國では埃及の古墳から發掘せられた鏡を見るときそれは黒曜石を磨いたもので是が鏡として最も古いものである、それが銅の鏡となり種々の金屬製のものとなり硝子となつたのであります、そう

して埃及を初めアッシリヤ、バビロン、ギリシヤ等にも古くから鏡はあつたのであります。東洋の鏡には古い由緒があり西洋の鏡とは鏡に對する意味が違つて居る、ハームウオース百科辭典に依ると日本人が鏡に對する解釋が最も高いとしてあります、
西洋では鏡を器物として扱つて居るが日本では精神的に心として取扱つて居る日本許りでなく東洋は精神的に解釋して居るのである、
尤も同じ精神的でも日本と支那とは又自ら差があるのである、
支那では運命を占なふに用ひて居るので即ち精神的類似の解釋をして居るのです、
之に反しギリシヤに於ては大きな鏡を作り戦争の際に軍艦に載せ日光を集め其の反射光線を以て敵艦を焼いた等は物質的に鏡を使用した最も力強い成績であります、即ち西洋人は物質的材料として扱ふが東洋では精神的である、
支那の道士が山に入るとき鏡を懐に入れた、之は鏡は詐りなきもの故魘魅罔兩の姿を寫し其の本体を顯はすから懐中したものであつて鏡の不思議な力を認めて居る例です、
日本人は鏡に對しては更に崇高な考へを持つて居るものである、
日本人は鏡に對しては最も眞面目な尊い深い考へを持つて居る、御姿を寫すのみならず此の鏡を世の鑑み身の鑑の材料として居る、鏡はカンガミが省まつてかゞみとなつたのであつて、昔を鑑みて今を改む

九五

の意で、大鏡増鏡等物の文の名稱に迄してある。

さて今日の人は此の尊い鏡に對して何の位の考へを持つてある乎、己を省み己を正しくする考へが少なくなつてゐる様に思はれる、反省する事がない。

教導職の方々が鏡を以て御神体とし國祖の御姿であるとして仰ぐ鏡に對し尙一段の御考へを煩したいのであります。

本日は同じ國でも所損の國と所得の國といふ二つの國を二面の鏡として持出して是から此の所損の國と所得の國との善い二つの鏡に付て御話をする事に致します。

善い鏡が二つ……

歐洲のベルギー少國中の少國ベルギーとスヰツツルが善い鏡であります。

兩國はどちらも永世中立國でベルギーが一、〇〇〇平方哩にスヰツツルが一、五〇〇平方哩で國の大きさもよく似て居るし第一言葉が各々三通りありよく似て居るのです、

言葉が一致して居るのは親しみを起し易いものでありまして人に物を託すにも旅の空で見ず知らずの人に頼む時には和歌山の人ならば和歌山言葉を使ふ人には物を頼み易いが懸け離れた言葉を使ふ人にはつ

い物を頼む氣にはなれない。

ベルギーとスヰツツルとはその様に總ての條件がよく似てゐる。

然かも世界大戰に依り今迄全じ程度であつた二つの國が俄に其の運命を一變したのであります。

白耳義は戰爭により總てが蹂躪せられたのに瑞西は指一本指されなかつた、

そうして瑞西の貨幣價值は歐洲中一番安全となつたのに白耳義はどうですか大正十年と一昨年の二度白耳義へ行つて來ましたが其の戰爭の慘禍は實にひどいものである。

白耳義は獨逸に蹂躪せられ其の富を失ひ其の秩序を破壊し青年を失くし婦女迄も蹂躪せられた、悲しむべし獨逸人の土足に蹂躪された、五ヶ年間の間に白耳義の女は殆んど悉く獨逸人の爲に其の貞操を破られ聞くに耐へぬ侮辱を加へられ或者は之が爲に自殺し或者は氣が狂つて失つた、獨逸人が白耳義に侵入するや布令を出して十六才以上四十才以下の婦人は町の役場に集合すべしと命じた、何も知らぬ白耳義の女達は文明の國の獨逸人であるから若い女は特別の保護をして呉れるものであらうと思ひ中には命令の年に達せぬ者又は過ぎたる者迄が年を詐はつて迄も喜び勇んで町役場に集合したものです其の結果は獨逸の兵士に一人残らず貞操を蹂躪せられ中には其の時の獨逸人の胤を宿して其の處置に困つたものさへ澤山出來た、それで戰爭の後白耳義では白耳義の婦人は其の胎内の子供の處置に就ては母親の意志に任すと云ふ意味の法律をさへ作らへなければならなくなつたのであります。

時の獨逸皇帝は一刻も早く佛蘭西へ侵入したかつたので愚圖ついて居ては英國や露西亞がうるさいから一氣呵成に攻め上るべく其の兵士を喜ばす爲に掠奪を恣にしたのです、凡そ世の中に白耳義の此の悲

惨程惨酷な悲惨事があるでせうか。

九八

時代錯誤の考へ兵役に就くのを嫌ふ人間を造れば斯の様な悲惨事を起すといふ事は吾々も餘程眞面目に考へなければならぬ。

元來スヰスは國防が無難しい所で白耳義は國防の容易な筈の地形になつて居るのです、平地で一個師團の兵があれば交通の便によつて自由に國內の國防に當られるものがスヰスの様な山國では異動が出来ない爲に白耳義で一個師團で済むものはスヰスでは二個師團或は三個師團を要する事になる。

それに不拘スヰスでは世界大戰で足一步踏み入れられて居らぬ。
獨逸よりラインを逆上れば湖の對岸は直にスヰスで白耳義を廻るよりズツト近い、
東はチロルの谷間より進めば直ぐスヰスに入國出来るのです。

而してスヰスは如何にして終始中立を守り得白耳義は破られたか。

地の理より言へば白耳義を通らず直接巴里へ行けばよいのに「ヒンデンブルグ」が白耳義を通つて行つたのは何が故か、其の基く處は何處にあるか。

それは「國民相互關係の意識が薄弱である」といふ隙である。

白耳義は富の程度が國民一般に平均し國民の性は小智慧が廻つて居る、

人の顔色を伺ふことに長じた國民で人に調子を合はせる事が巧みであるが而かも氣を許さない國民であ

る。

斯くて國民の感情が一致せない、内輪で相守り相扶ける心が起らない、互に心を許し合はないで他所で金儲けが出来るといふ心がある爲に國家的觀念を懐かない。

國王は獨逸より迎へたものであつて國民には眞の國王らしい氣分が起らず忠君の心がないのであります、永世中立國に自惚れて安心して居る。

唯自己が外國人を相手に金を儲けさへすれば好いのであり、リエージュの要塞は世界一の要塞として名がありながら彈丸は一週間で盡きる様な始末である。

茲に於て獨逸は利己心の強い國民一致團結の力なき白耳義突破を考へたのは尤もな次第である。
斯くて哀れにも白耳義は五ヶ年の間蹂躪せられたのである。

此の戰爭で家屋を破壊せられたのは佛國で白耳義は家屋を破壊せられなかつた、唯白耳義の器具器械は悉く獨逸に持ち去られたのである、そうして白耳義の受けた國家的精神的の打撃は實に偉大であつた。

遂に米國のウヰルソンは國際聯盟組織を提唱し白耳義は佛國と攻守同盟を造つたのであります。
スヰスには一の標語があります。

"Each for all, all for each."

「万人は一人の爲に、一人は万人の爲に」

九九

此の標語は五百年以前からスヰスに出来たものである、スヰスは其の昔頃の支配下にあつた、そうして
 埃太利のハツプスブルグ家（其の當時の埃國の皇室）から送られた代官のゲスレルに對して國家的意識
 の強烈なる自主獨立の愛國心に燃ゆるスヰス國民の中に一の結社が生れて彼等の熱烈なる運動、身を挺
 して祖國を守る共同一致の心の中に結社の黨主「ウイリヤムテル」の英雄的果敢なる愛國心が遂に代官
 を滅ぼし埃國をして「スヰス」統治の權力を放棄せしめ「スヰス」は鞏固なる共和國となつたのであり
 ます。

「ウイリヤムテルの物語省略」

「スヰス」は絶對の獨立國にして絶對の共同一致である。

「スヰス」人は人に守られず自分で自分の國を守る、此の共同一致の精神が實に五ヶ年間指一本外敵に
 觸れしめなかつた理由である。

翻つて今日の我國の青年相互には幾何の義務の觀念ありや、彼等は權利のみを考へる居る、私は此程「
 學校へ行く前の子供の徳育」といふ書を読むだが此の書には義務のみを説いて居る、斯かる書物は幾何
 ありや。

國防觀念を時代錯誤であるとし號令を受くる事を恥辱として居るが如きは實に白耳義と其の軌を一にす
 るものである。

般鑑遠からずである。

我々は此の「スヰス」と白耳義との二面の鏡、所損の國と所得の國とを照し合す事を忘れてはならない。

歐洲で誰もが嬉しく思ひ羨やましく思ふ事は一年五十四回の日曜日には歐洲人は老ひたるより未だ學校
 へ行かない子供迄万人が教會へ行つて倫理的教育を受ける事である。

我日本はどうでありますか、此様な倫理的教育はやつて居りませぬ。

神職各位は此の点に深く注意の眼を張らなければならぬと思ふ。

五十四の日曜日の青年の指導に諸君の活躍を望むで止まない次第であります。

和歌浦夏期大學開設ニ付

社會教導ノ職ニ居ル神職教育者ヲ一堂ニ會シ「惟神の道」御進講者笈博士初メ斯道諸大家ノ御訓薰ヲ受ケントス

別紙廣告御一覽ノ上神職各位奮ツテ御聽講アラムコトヲ切望シテ歌マズ

敢テ又各位此ノ趣旨ヲ廣ク一般ニ御吹聽アラムコトヲ

和歌山縣神職會

會員各位

大正十五年六月五日印刷
大正十五年六月十日發行

發行所 和歌山縣 和歌山縣神職會

編輯兼發行人 寺本福一郎

印刷所 和歌山市本町貳丁目三番地
合名 江川印刷所
會社

印刷人 和歌山市本町貳丁目三番地
江川菊松

○主催

和歌山縣神職會
縣教育會
市支會
海草郡支會

合同

○會場

和歌浦小學校講堂

○期間

自七月三十日
至八月三日
五日間
〔每日午前中
午後科外講演アル筈〕

●和歌浦夏期大學

○講師

古神道 東京帝大教授 寛克彦
教育學 廣島高師教授 勝部謙造
社會學 講師 交涉中
科外講演 交涉中

○聽講料

縣內 壹圓五拾錢
縣外 參圓

但本縣神職會員ハ本會經費ヲ以テ支辨スル筈ニ付聽講料不要ナリ

○其他

汽車賃五割引 交涉中
全國的ニ會員ヲ募集ス
宿舍ハ三食付一泊貳圓五拾錢適當ナルモノヲ交涉済

宮内省御用達

神殿内外陣御調度品—祭典用器具一式
神官神職御装束—御祭禮用具一式
幣帛供進使御装束—有職織物製造販賣—

織元

京都西陣芝之町
高城喜八装束店

電話 西陣 四八九番
振替口座大阪五四八一〇番

◆ 弊店取扱商品は總て西陣特製品にして
仕立加工共自家工場に於て謹製優良精
選品納入仕り候

終

154 和